

ベルギー憲法裁判所の制度の概要

奥村 公輔

はじめに

ベルギーにおいて1980年5月7日憲法改正によって創設された仲裁裁判所（Cour d'arbitrage、仲裁院とも訳される）は、2007年5月7日憲法改正により、その名称は憲法裁判所（Cour constitutionnelle）へと変わった。我が国におけるベルギー憲法学に関する研究は、他の国々の憲法学のそれに比べて、非常に乏しい状況にあるものの、仲裁裁判所に関しては、その制度が我が国に紹介されてきた⁽¹⁾。仲裁裁判所の創設から憲法裁判所への名称変更までには、第1章で見ると、①国、共同体及び地域圏のそれぞれの立法規範間の権限抵触の審査の導入、②市民提訴制度の導入と一部の基本権侵害の訴えの容認、③すべての基本権侵害の訴えの容認、④憲法裁判所への名称変更、という一連の流れがある。すなわち、ベルギー仲裁裁判所は、当初は国、共同体及び地域圏間の仲裁機関としての役割を負っていたものの、その後、一部の人権に関する保障機関としての役割を付与されるようになり、現在においては、憲法が定めるすべての人権の保障機

⁽¹⁾ わが国において、ベルギー仲裁裁判所に関する研究は、主に、武居一正教授によって行われてきた。その貴重な論稿として、以下の文献がある。武居一正「ベルギーの国家改革と仲裁院の創設」法と政治37巻3（1986年）37-72頁、同「ベルギー仲裁院」法と政治38巻1号（1987年）23-107頁、同「ベルギー仲裁院に関する諸法令」法と政治38巻1号（1987年）199-225頁、同「ベルギー仲裁院の権限拡大—個人提訴制度はなぜ導入されたか？—」福岡大学法学論叢44巻1号（1999年）77-100頁。

関となったのである。しかしながら、これまでの先行研究は①及び②までのものに限られ、仲裁裁判所が真の人権保障機関へと変貌を遂げ、名称も憲法裁判所へと変わってから以降の研究は、現在のところ、我が国においては見られない。したがって、現在のベルギー憲法裁判所の制度を概観することは、非常に有益なものと思われる。

そのために、本稿では、現在のベルギー憲法裁判所の基本的な仕組みを確認することを目的として、まず第1章で仲裁裁判所の創設から憲法裁判所への名称変更に至るまでの流れについて、次に第2章で憲法裁判所の構成と組織について、第3章で憲法裁判所の権限について、最後に第4章で憲法裁判所での手続について概観することにした⁽²⁾。

第1章 仲裁裁判所から憲法裁判所へ

本章では、仲裁裁判所が創設されるまでの流れと、そこから憲法裁判所への名称変更に至るまでの流れを見ていく。

第1節 違憲審査制の萌芽—仲裁裁判所創設前夜—

仲裁裁判所は1980年の憲法改正によって創設され、連邦制は1983年の憲法改正において採用されたが、仲裁裁判所の創設はベルギーの単一国家から連邦国家へと移行する動きと関係している。本節では、まず、仲裁裁判所が創設されるまでの流れについて概観しよう。

第1款 1970年憲法改正とそれに伴う制度改革

(1) 文化共同体及び地域圏の創設

1970年の憲法改正において、憲法旧⁽³⁾第3条の3にフランス、オランダ、

⁽²⁾ なお、ベルギー憲法裁判所に関する法令をすでに下記の文献で訳出したので、本稿と共にそちらも参照されたい。拙訳「ベルギー憲法裁判所関係法令集」駒澤大学法学部研究紀要第72号（2014年）97-148頁。

⁽³⁾ 1831年2月7日ベルギー憲法は、1993年に全面改正され、条項の体系が全面

ドイツという3つの文化共同体 (*communauté culturelle*) の存在が規定され、また、旧第59条の2にフランス文化共同体及びオランダ文化共同体の議会たる文化会議 (*conseil culturel*) の存在が規定され、一定の事項について法律と同等の効力を有する立法規範であるデクレを制定する権限が付与された。ただし、旧第59条の3において、ドイツ文化共同体については、文化会議の存在が規定されたが、その権限は法律で定めるものとされ、フランス文化共同体及びオランダ文化共同体の文化会議とは扱いが異なっていた。また、旧第107条の4に、ワロン、フラマン、ブリュッセルという3つの地域圏 (*région*) の存在と、その機関が法律の定める事項を法律の定める範囲内で規律することが規定された。このように、一方で文化共同体レベルでは一定事項について排他的に立法と同等の効力を有する立法規範を制定することが認められ、他方で地域圏レベルでは法律の定める範囲で一定の事項を規律することが認められ、単一国家であったベルギーの連邦制への移行の第一歩となった⁽⁴⁾。

しかしながら、文化共同体の定めるデクレが法律と同等の効力を持つことから、国の定める法律と文化共同体の定めるデクレ間及びデクレ相互間で権限抵触する危険性が認識され、それを予防及び解決するための手続を定める必要があった⁽⁵⁾。そこで、憲法旧第59条の2 § 8は、「法律により、法律及びデクレ間並びにデクレ相互間の抵触を予防し、解決する手続を定める」と規定した。この条文に基づいて、言語グループへの立法議会構成員の分割並びにフランス文化共同体及びオランダ文化共同体文化会議に関

的に改定されることとなった。そして、その再編された憲法が1994年2月17日に審署された。本稿において、条項の前に「旧」をつけているのは、この再編前の条項を指すためであり、また、条項の前に「新」をつけている場合は、再編前の条文と対比するためである。条項の前に何もついていない場合は、現行憲法の条項である。

⁽⁴⁾ Marie-Françoise Rigaux et Bernadette Renauld, *La Cour constitutionnelle*, Bruylant, 2008, p. 23.

⁽⁵⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 23.

する様々な規定を定める1971年7月3日法が制定された。

(2) 1971年7月3日法における立法規範間における権限抵触の予防手続

まず、同法第10条は、立法規範間の権限抵触を予防するためのシステムとして、執行府提出デクレ草案 (avant-projets de décrets) すべてがコンセイユ・デタ立法部 (section de législation) に諮問されなければならないこと (第1項)、議員提出デクレ案 (proposition de décret) 及び執行府提出又は議員提出デクレ案に対する修正案 (amendements à des projets ou propositions de décret) について、(国の) 大臣及び文化会議議長がコンセイユ・デタ立法部に諮問することができること (第2項)、また、文化会議構成員の3分の1が請求するとき、文化会議議長はコンセイユ・デタに諮問しなければならないこと (第3項) を定めた。さらに、同法第11条は、コンセイユ・デタ立法部の意見により、デクレ案及び修正案が文化会議の権限を逸脱するとき、その規定は国会の同意決議の後でなければ、文化会議により採択されることができないことを定めた。

(3) 1971年7月3日法における立法規範間における権限抵触の解決手続

その一方で、同法は、コンセイユ・デタ権限抵触部 (section des conflits de compétence) を創設し、この権限抵触部が法律とデクレ間及びデクレ相互間の権限抵触を解決することを定めた (第12条 § 1)。そして、抵触が存在し又はその可能性があると判断するとき、内閣が提訴することができ (同法第13条)、及び、破毀院を除くすべての裁判所が、先決問題 (question préjudicielle) への回答が判決を下すのに必要と判断するとき、権限抵触部に移送しなければならない (同法第14条第1項及び第2項)。

権限抵触部に提訴又は移送されたら、権限抵触部は、多数決で解決判決 (arrêt de règlement) を宣告し、解決判決は、両議院議長及び首相に対するコンセイユ・デタ書記官による通告から90日以内に両議院によって無効とされなければ執行力を有する (同法第15条)。

ただし、例外として、破毀院で先決問題が提起されたときは、破毀院は、当事者により又は職権で、両議院に決定を求めてその問題を移送する（同法第20条第1項）。

権限抵触部の解決判決、解決判決の両議院による無効の決定、及び、破毀院により移送された先決問題に関する両議院の決定は、官報での公示10日後、その効力を生じる（同法第19条及び第20条第3項）。

国王は、両議院又は文化会議に、場合に応じて、当該規定を廃止するために、又は、当該規定を解決判決若しくは両議院の決定と調和させるために、法律案又はデクレ案を提出する（同法第21条）。

このような法律とデクレの権限抵触に関する解決手続は、その後に創設される当初の仲裁裁判所が担っていた役割と似ており、このコンセイユ・デタ権限抵触部が仲裁裁判所の起源であるとも言うことができよう。とはいえ、この解決システムは、次の点で批判に晒された。すなわち、破毀院で先決問題が提起されたときは、両議院に移送され、両議院が対審ではない審議手続により、終審として先決問題を裁定したことである。これは、公正かつ独立した裁判を保障するヨーロッパ人権条約第6条に違反するものであったのである⁽⁶⁾。

第2款 エグモント協定

1977年5月24日に、「エグモント協定」と呼ばれる協定が結ばれた。この協定は、制度改革に関する政治的合意を形成するものであり、法律及びデクレ間の権限抵触を解決するために、法学者及び政治経験を有する人物によって構成される仲裁裁判所の創設を予定していた⁽⁷⁾。その後このエグモント協定に基づいてさらなる制度改革が行われる。

⁽⁶⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), pp. 23-24.

⁽⁷⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 24.

第3款 1980年憲法改正とそれに伴う制度改正

(1) 共同体への名称変更と地域圏に対するデクレ制定権の付与

1980年の憲法改正においては、まず、文化共同体の改革が行われる。すなわち、旧第3条の3が改正され、文化共同体の名称が「共同体」という名称に変更された。それに伴い、議会である文化会議も、「共同体議会」へと名称変更された。また、旧第59条の2が改正され、固有の執行府が置かれ、排他的立法事項がさらに加えられることとなった。なお、旧第3条の3も改正され、ドイツ語共同体も他の共同体と同様の権限及び機関を有することとなった。

次に、地域圏についても改革が行われる。すなわち、旧第26条の2において、地域圏議会に法律の効力を有する法規範制定権が付されたのである。

(2) 利害抵触の予防及び解決手続の創設

次に、旧第107条の3の2が挿入され、利害抵触の予防及び解決手続が創設された。国、共同体及び地域圏の作為又は不作為によって、それらの間に利害抵触（*conflit d'intérêts*）が生じることがあり、それについての対応策が設けられたのである。具体的には1980年8月9日制度改革通常法においてその手続が定められている（第32条及び第33条）が、対立が議会又は執行府レベルで生じたときに、協議委員会（*Comité de concertation*）に付託され、協議委員会はコンセンサス方式で最高60日以内に決定を下す。この手続は、その後様々な改正がなされながらも、現在も存続している（現行憲法第143条）。

(3) 権限抵触の予防手続の改正

さらに、旧第59条の2 § 8の規定は旧第107条の3へと移され、旧第26条の2が規定されたことに伴い、従来の権限抵触の予防手続に関して以下のように旧第107条の3 § 1が改正された。

§ 1 法律、デクレ及び第26条の2で定める法規範囲、デクレ相互間並びに第26条の2で定める法規範囲相互間の抵触を予防するための手続は法律により定める。

すなわち、旧第26条の2によって地域圏に法律と同等の効力を有するデクレが認められたので、旧第107条の3 § 1は、法律、（共同体が制定する）デクレ、（地域圏が制定する）旧第26条の2で定める法規範囲との権限抵触を予防する手続を法律で定めると規定したのである。

その具体的な手続は、1980年8月9日制度改革通常法で定められた。すなわち、法律、デクレ及び地域圏の定める法規範囲の執行府案、議員提案並びにそれらに対する修正案について両議院議長並びに共同体及び地域圏議会議長はコンセユ・デタ立法部に諮問できること（同法第17条 § 1）、すべての議長は、議員の3分の1による請求があるとき、コンセユ・デタ立法部に諮問しなければならないこと（同条 § 2）、両院議長は、言語グループの過半数の請求があるとき、コンセユ・デタ立法部に諮問しなければならないこと（同条 § 3）、緊急の場合や予算に関する場合を除き、すべての法律案、デクレ案及び地域圏が定める法規範囲案について、（国の）大臣及び（共同体及び地域圏）執行府構成員は、自らの職務に関して、コンセユ・デタに諮問しなければならないこと（同法第18条 § 1）、コンセユ・デタ立法部の理由付意見が、法律案、デクレ案及び地域圏が定める法規範囲案が国、共同体及び地域圏の権限から逸脱すると判断するとき、これらの案は前述の協議委員会に移送されること、などの手続が定められたのである。協議委員会は、コンセンサス方式で審議し、40日以内に理由付意見を述べ、権限抵触があると判断するとき、執行府に、草案を訂正することを求め、又は、自らの修正案を議会に提出することを求める（同条 § 4）。これらの手続は、様々な改正を受けながらも、現在も存続している（現行憲法第141条を参照）⁽⁸⁾。

(4) 権限抵触の解決手続の改正＝仲裁裁判所の創設とそれまでの経過措置
 権限抵触の解決手続も、予防手続と同様に旧第107条の3に移された。そして、同条 § 2 が、旧第26条の2の規定に伴い、法律、(共同体が制定する) デクレ、(地域圏が制定する) 旧第26条の2で定める法規範との権限抵触を解決する手続を定めた。すなわち、同条 § 2 は以下のように定めた。

§ 2 ① ベルギー全国を管轄として、仲裁裁判所を設置し、その構成、権限及び運営は法律により定める。

② 仲裁裁判所は、§ 1 で定められた抵触を解決する。

経過規定

第107条の3は、審署の6か月後に発効する。法律及びデクレ間並びにデクレ相互間の抵触を予防するための仮の手続は法律により定める。

このように、国、共同体及び地域圏間の権限抵触を解決するための機関として、仲裁裁判所の創設が規定されたのである。

しかし、経過規定が付されており、この改正が発効するまでの間は仮の制度で運用されることとなった。この仮の制度も、前述の1980年8月9日制度改革通常法で定められていた。基本的には、従来のコンセイユ・デタ権限抵触部による解決手続が維持されたが、変更点がある。まず、提訴権者が拡大され、共同体及び地域圏の執行府も提訴できるようになったこと(同法第26条)、次に、破毀院で先決問題が初めて提起されたとき、先決問題についての判決権は破毀院に帰属することとなったこと(同法第28条)が挙げられる。

この仮の制度の運用が終わり、ついに立法規範間の権限抵触という限度での立法規範の憲法適合性審査を行う仲裁裁判所が始動することとなる⁽⁹⁾。

⁽⁸⁾ ただし、詳しい手続は、1980年8月9日制度改革通常法に規定されているのではなく、1973年7月3日コンセイユ・デタに関する再編法律において規定されている。

第2節 仲裁裁判所の始動とその変遷、そして、憲法裁判所へ

第1節で見てきたように、仲裁裁判所は、中央集権から地方分権の流れにおいて1980年憲法改正により創設された。その後も地方分権の流れは続き、1993年にベルギーはついに連邦制へと移行することになる。しかし、連邦制へと移行した後も、仲裁裁判所の権限等は改正され続け、そして、2007年には仲裁裁判所は憲法裁判所へとその名称を変えることになる。本節では、その基本的な流れを見ていくことにする。

第1款 創設当初の権限と提訴権者

仲裁裁判所は、前述の旧第107条の3の経過規定の通り、審署の後6か月以内に始動する予定であったが、その準備作業は遅れた。旧第107条の3 § 2に基づく法律は、仲裁裁判所の組織、権限及び運営に関する1983年6月28日法として可決され、仲裁裁判所に関して詳細に規律した。そして、1984年10月1日に仲裁裁判所は正式に発足することとなった。

まず、創設当時は、旧第107条の3 § 2第1項で定める通り、仲裁裁判所は、法律、デクレ及び地域圏が定める法規規範、デクレ相互間並びに地域圏が定める法規規範相互間の抵触を審査することのみをその権限としていたのであり、それ以外の権限については、1983年6月28日法は一切規定していなかった。すなわち、仲裁裁判所の権限は、法律及びデクレの権限分配

⁽⁹⁾ この点、仲裁裁判所という特別の裁判所ではなく、通常裁判所が法令の憲法適合性統制を行うことについても議論がなされていた。実際、破毀院が法令の憲法適合性統制を行うことができるとも読み取れる判決が破毀院自身によってなされ (Cass., *Le Compte*, 3 mai 1974, *J.T.*, p.564. 同様の判決として、Cass., 25 juin 1974, *Pas.*, I, 1114 ; Cass., 6 septembre 1974, *Pas.*, 1975, I, 15.)、それに対する対応として、否決されたものの、「裁判所は、法律及びデクレの憲法適合性を判断することはできない」と定める議員提出法律案が1975年6月26日の第一読会で提出されている。この通常裁判所による憲法適合性統制に関する議論に関しては、詳しくは以下の文献を参照。Étienne Cerexhe et Marie-Françoise Rigaux, *Tout savoir sur la Cour d'arbitrage*, Story Scientia, 1998.

に関する憲法及び法律上の規定への適合性の審査にのみ限定されていたのであり、仲裁裁判所が他のいかなる憲法適合性統制を行うことも規定されていなかったのである⁽¹⁰⁾。さらに言えば、仲裁裁判所のいわゆる照会規範 (*norme de référence*) は、権限を配分する憲法及び法律上の規定に限られていたのである。この権限抵触の審査形式は、1983年6月28日法により具体的に定められ、その審査は、無効の訴え (*recours en annulation*) 又は先決問題という形式で行われた。

次に、提訴権者については、第一に、無効の訴えについては、内閣、共同体及び地域圏の執行府（同法第1条§1）と、構成員の3分の2の請求に基づき立法議会 (*assemblées législatives*、両議院並びに共同体及び地域圏の議会すべてを指す) の議長（同条§2）に限られていた。第二に、先決問題については、すべての裁判所が提起することができた（同法第15条§1）。すなわち、破毀院も仲裁裁判所に先決問題を移送することができるようになったため、従来とは一線を画す制度が採用されたのである。

第2款 市民への提訴権の拡大と一部の基本権侵害に関する訴えの容認

しかし、1988年の憲法改正において、旧第107条の3§2は以下のように改正された。

§ 2 ② 仲裁裁判所は、判決をもって、以下について裁定する。

- 一 § 1で定める抵触
 - 二 法律、デクレ又は憲法第26条の2が定める法規範による第6条、第6条の2及び第17条の違反
 - 三 法律、デクレ又は憲法第26条の2が定める法規範による、法律の定める憲法条項の違反
- ③ 法律が決定するすべての機関、利益を証明するすべての者、又は、先

⁽¹⁰⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 26.

決問題としてすべての裁判所は、仲裁裁判所に提訴することができる。

- ④ 第1項、第2項第3号及び第3項で定める法律は、第1条最終項で定める多数で可決するものとする。

この憲法改正に伴い、前述の1983年6月28日法に代わって、仲裁裁判所に関する1989年1月6日特別法が制定された。

憲法改正によって変更されたのは以下の3点である。

まず、第3項において、国家機関だけでなく、利益を証明するすべての者についても提訴権が認められたことである。すなわち、一般市民も提訴することができるようになったのである⁽¹¹⁾。

次に、仲裁裁判所が、法律、デクレ及び地域圏が定める法規範に関して、一部の人権規定適合性の統制を行うことができるようになったことである。具体的には、旧第6条の定める平等原理、旧第6条の2が定める非差別原理、及び、旧第17条が定める教育の自由が、仲裁裁判所の憲法上の照会規範となったのである。

最後に、憲法旧第1条最終項で定める特別多数で可決された法律(いわゆる特別法)によりさえすれば、それ以外の憲法条項も照会規範とすることができるようになったことである。しかしながら、1989年1月6日特別法は前述の3つの人権条項以外の憲法条項を照会規範として指定しなかった。その意味では、法制度上は、仲裁裁判所は、不完全な人権保障機関であったのである。とは言え、後述の通り、仲裁裁判所は、自らの判決により、他の人権条項をも実質的に照会規範とし、その統制権限を拡大することになる。

第3款 連邦制の導入と憲法典の再編

このように仲裁裁判所が、権限裁定機関としてだけでなく、不完全なが

⁽¹¹⁾ 詳しくは、武居一正・前掲注(1)「ベルギー仲裁院の権限拡大—個人提訴制度はなぜ導入されたか?—」77-100頁を参照。

らも人権保障機関としての役割を有するようになった一方で、ベルギーという国家そのものは、1993年の憲法改正によって、連邦制に移行した。そして1994年2月17日、憲法典が再編成され、旧第107条の3 § 1は第141条へ、旧第107条の3 § 2は第142条へ移された。また、仲裁裁判所の人権保障についての照会規範である旧第6条は第10条へ、旧第6条の2は第11条へ、旧第17条は第24条へ移された。さらに、1993年憲法改正においては、建国以来の初めての人権規定が補充されることとなった。

第4款 仲裁裁判所の判例による照会規範の拡大

すでに述べた通り、仲裁裁判所は、法令上は不完全な人権保障機関であった。というのも、憲法典において一部の人権条項しか照会規範としておらず、また、1989年1月6日特別法も他の人権条項を照会規範として規定していなかったからである。

しかしながら、仲裁裁判所は、自らの判決によって、他の人権条項をも照会規範とし、自らの統制権限を拡大した。

まず、仲裁裁判所は、旧第6条（新第10条）、旧第6条の2（新第11条）及び旧第17条（新第24条）を結びつけて解釈することにより、特別法が照会規範として指定していないにもかかわらず、憲法第2編「ベルギー国民及びその権利」の人権条項をすべてその照会規範としたのである⁽¹²⁾。

こうして、仲裁裁判所は、人権保障に関しては、法令上は不完全な機関であったけれども、その内実は真の人権保障機関であったとすることができよう。

しかしながら、このような仲裁裁判所自身の判例による権限拡大に対しては、学説から批判がなされた。その主な内容としては、この仲裁裁判所の判例による権限拡大が諸権力間の均衡を破る可能性があること、また、

⁽¹²⁾ 例えば、以下の判決が挙げられる。C.A., arrêt n° 23/89 du 13 octobre 1989 ; C.A., arrêt n° 81/95 du 14 décembre 1995 ; C.A., arrêt n° 34/96 du 15 mai 1996 ; C.A., arrêt n° 17/97 du 25 mars 1997.

そのことからその正当性は危ういものであることが挙げられる⁽¹³⁾。

このような批判がある中で、他の憲法規定についても、特別法によって照会規範として明示すること、あるいは、憲法改正によって照会規範として明示することが学説から提起された⁽¹⁴⁾が、結局、前者の解決方法が採られることになる。

第5款 2003年3月9日特別法改正

このように仲裁裁判所が自らの判決によりその権限を拡大することに対して、立法上の解決がなされた。すなわち、2003年3月9日に、仲裁裁判所に関する1989年1月6日特別法の改正がなされ、憲法第2編の人権条項すべて、租税の平等原理に関する第170条、租税の適法性原理に関する第172条及び外国人の保護に関する第191条が照会規範となったのである（特別法第1条第2号）。これによって、法令上においても、真の人権保障機関となったのである。しかし、権限配分規定及び人権規定以外の憲法規定、特に統治機構や立法手続に関する規定については照会規範とはならず、その意味では、ヨーロッパ型の憲法裁判所ではなかった。

第6款 仲裁裁判所から憲法裁判所への名称変更

そして、2007年5月7日憲法改正において、「仲裁裁判所」から「憲法裁判所」へと名称変更がなされた。権限配分規定と人権規定以外の憲法規定については、依然として照会規範とはならなかったので、「憲法裁判所」という名称が相応しいかどうかはともかく、「憲法裁判所」という名称を備えるに至ったのである。

ただし、仲裁裁判所に関する1989年1月6日特別法における、仲裁裁判所から憲法裁判所への名称変更は、2010年2月21日の特別法改正により

⁽¹³⁾ 詳しくは、以下を参照。André Alen, « D'une cour d'arbitrage à une cour constitutionnelle », *RBDC*, 1999, pp. 57-59.

⁽¹⁴⁾ André Alen, *supra* note(13), pp. 59-63.

行われている。すなわち、この改正により、「憲法裁判所に関する1989年1月6日特別法」（以下、特別法と表記）となったのである。これによって、現在のベルギー憲法裁判所の制度が整った。

第2章 憲法裁判所の構成と組織

本章では、現在のベルギー憲法裁判所の組織及び構成について見ていくことにする。これらについては、特別法において規定されている。

第1節 裁判官

憲法裁判所を構成するのは12名の裁判官である。本節ではこの裁判官について見ていく。

第1款 言語的同数性

憲法裁判所は12名の裁判官から構成されるが、そのうち6名はフランス言語グループに属し、残りの6名がオランダ言語グループに属する（特別法第31条第1項）。

第2款 裁判官の任命

憲法裁判所の裁判官は、代議院及び元老院によって交互に提出される定員の二倍の名簿に基づき国王により終身で任命される。この名簿は、出席議員の表決の3分の2の多数で可決される（特別法第32条第1項）。したがって、憲法裁判所は、裁判官の任命又は名簿の提出に関与しない。このことが、憲法裁判所の独立性と裁判所的性質を有することを示しているとされる⁽¹⁵⁾。また、裁判官候補者の名簿が出席議員の表決の3分の2の多数で可決されることによって、憲法裁判所裁判官の民主的正統性が付与される⁽¹⁶⁾。

二
五

⁽¹⁵⁾ Claude Courtoy, « La formation et le renouvellement de la Cour d'arbitrage de Belgique », *CDPK*, 2000, p. 539.

⁽¹⁶⁾ Anne Rasson-Roland, « Le renouvellement de juges de la Cour d'arbitrage »,

第3款 裁判官の資格・要件

憲法裁判所の裁判官に任命されるためには、まず、候補者は満40歳以上であることが要求され、かつ、以下の要件の1つを満たさなければならない（特別法第34条 § 1）。すなわち、①ベルギーにおいて、少なくとも5年間、a) 破毀院の判事、検事総長、主任検事又は次席検事、b) コンセイユ・デタの評議官、調査官長、副調査官長、主任調査官又は主任修習官、c) 憲法裁判所調査官、d) ベルギーの大学における法律学の正教授、特任教授、教授又は准教授の職務に就いていたこと（同第1号）、あるいは、②少なくとも5年間、元老院、代議院、又は共同体若しくは地域圏議会の構成員であったこと（同第2号）を満たしていなければならない。

そして、憲法裁判所は、フランス語系裁判官及びオランダ語系裁判官において、特別法第34条 § 1 第1号の要件を満たす裁判官と同第2号の要件を満たす裁判官の同数から構成される。したがって、フランス語系裁判官6名のうち、3名が法律家出身であり、残りの3名が議員出身でなければならず、同様に、オランダ語系裁判官のうち、3名が法律家出身であり、残りの3名が議員出身でなければならないのである。

このように、フランス語とオランダ語についての言語的配慮及びそれぞれのグループにおける出身母体についての配慮がなされているが、ドイツ語共同体が存在していることにも配慮がなされている。すなわち、特別法第34条 § 1 第1号により任命される裁判官のうち少なくとも1名の裁判官は、ドイツ語の十分な知識を証明しなければならないのである（同条 § 4）。

さらに、性別についての配慮もなされている。すなわち、特別法第34条 § 5は、「憲法裁判所は、異なる性別の裁判官で構成する」と規定しており、少なくとも1名は女性裁判官が任命されなければならないのである。この

要請は、2003年3月9日の改正により、現在の特別法の中に加えられた⁽¹⁷⁾のであるが、2014年6月現在のところ、女性裁判官は2名である。

第4款 長官と憲法裁判所の運営

フランス語系裁判官及びオランダ語系裁判官の中から、それぞれ、その長官が選出される(特別法第33条)。各言語グループの長官は、一年交代で、憲法裁判所を統轄し、その期間は、毎年9月1日から翌年8月31日までである(同法第54条)。

毎年9月1日に、各長官は、その言語グループの構成員名簿を作成する。まず、長官が第34条§1第1号に基づいて任命されたのなら、同第2号に基づいて任命された裁判官が記載され、続いて、第1号に基づいて任命された裁判官及び第2号に基づいて任命された裁判官が、交互に記載される。反対に、長官が第34条§1第2号に基づいて任命されたのなら、同第1号に基づいて任命された裁判官が記載され、続いて、第2号に基づいて任命された裁判官及び第1号に基づいて任命された裁判官が、交互に記載される。

憲法裁判所は、あらゆる事案において籍を置く2名の長官と5名の裁判官の計7名の裁判官によって審理される(同法第55条第1項及び第59条第1項)。この審理を通常審理と言う。この通常審理は、多数決で決定を行う(同法第55条第4項)。事案における裁判官の指名については、以下のように行われる(同法第59条第2項及び第3項)。すなわち、事案を統轄する長官が、第一の事案については、自らの名簿から、一番目、二番目、三番目の名前を選び、もう一方の長官の名簿から、一番目、二番目の名前を選び、第二の事案については、自らの名簿から、四番目、五番目、一番目の名前を選び、もう一方の長官の名簿から、三番目、四番目の名前を選び、そして、第三の事案については、自らの名簿から、二番目、三番目、四番

⁽¹⁷⁾ 詳しくは、以下の文献を参照。Sophie Weerts, « La présence obligatoire des femmes parmi les juges de la Cour d'arbitrage », Anne Rasson-Roland, David Renders et Marc Verdussen(dir.), *La Cour d'arbitrage, vingt ans après*, Bruylant, 2004, pp. 37-62.

目の名前を選び、もう一方の長官から、五番目、一番目の名前を選ぶ。このように事案における裁判官の指名は、複雑なシステムで行われる⁽¹⁸⁾。

反対に、憲法裁判所は、一定事項について決定を行うためには、全員審理によらなければならない（同法第56条第1項）。また、必要と判断するとき、各長官は、事案を全員審理に付することができる。さらに、長官は、通常審理において籍を置く7名の裁判官のうち、2名の裁判官が要求するときは、これを行わなければならない（同条第2項）。全員審理においては、憲法裁判所は、少なくとも10名の裁判官が出席し、フランス語系裁判官とオランダ語系裁判官が同数であるときにしか、判断を下すことはできない（同条第3項）。全員審理で判断を下すとき、長官は可否同数のときに決定権を有する。長官が欠席し又は事故のあるとき、同一言語グループの最も古参の裁判官、又は、場合によっては最も年長の裁判官がこれを代替する（同条第4項）。

第5款 裁判官の兼職禁止及び懲戒

まず、裁判官は、司法職、選挙により授けられる公的委任の行使、すべての政治的又は行政的次元の職務又は公的地位、公証人及び廷吏の地位、弁護士職、軍人の身分及び公認宗教の聖職者の職務を兼職することが禁じられる（特別法第44条）⁽¹⁹⁾。

次に、その職務の威厳を損ない又はその身分上の義務を懈怠した長官及び裁判官は、憲法裁判所によってなされる判決によってその職務を罷免され又は停止されうる（同法第49条）。

第2節 調査官、書記官、行政職員及び部局

憲法裁判所には、裁判官の他に、調査官、書記官及び一般職員が存在し、

⁽¹⁸⁾ Louis Favoreu et Wanda Mastor, *Les cours constitutionnelles*, Dalloz, 2011, p. 68.

⁽¹⁹⁾ 後述する調査官及び書記官についても同条によって、行政職員についても第48条によって同様の兼職が禁止される。

また、様々な部局も存在している。これらについても特別法で規定されているが、本節では、これらの裁判官以外の職員及び部局について見ていく。

第1款 調査官

憲法裁判所においては、裁判官を補佐する調査官の制度が設けられている。憲法裁判所は、最大24名の調査官によって補佐され、その半数がフランス語系で、残りの半数がオランダ語系である（特別法第35条第1項）。それぞれの調査官は、ドイツ語の十分な知識を証明しなければならない（同条第2項）。

調査官の任命要件としては、25歳以上であること、及び、法学博士又は法学士であることである（同法第36条第1項）。調査官となるためには、採用試験に合格しなければならない。合格後、3年間の研修を経て調査官として任命される（同法第37条及び第38条）。

第2款 書記官

書記官は、二倍の候補者を含み、かつ、憲法裁判所の、一方はフランス語系グループに、もう一方はオランダ語系グループによって提出された、2つの名簿に基づいて国王によって任命される（特別法第40条）。

書記官の任命要件として、満30歳以上であること、一定の試験に合格していること、少なくとも2年以上の有益な経験を有することである（同法第41条）。

フランス語系の候補者はオランダ語の知識を証明し、オランダ語系の候補者もフランス語の知識を証明しなければならない（同法第42条）。

第3款 行政職員

憲法裁判所は、独自の行政職員を使用することができる。憲法裁判所は、言語的同数性の尊重の下、行政職員の組織的枠組み及び言語的枠組みを定め、国王はその枠組みを承認する（特別法第42条）。

第4款 部局

憲法裁判所は、書記局（greffe）、翻訳及び一致局（service de traduction et de concordance）及びいくつかの事務局を有している。図書室は裁判官及び調査官のサービスのためにあり、資料局もそうである。また、憲法裁判所は、その固有の情報処理局（service d'informatique）を有している。さらに、憲法裁判所は、外部関係局（service de relations extérieures）を有していないが、2名の調査官がプレスとの関係の責任者として任命される。

第3章 憲法裁判所の権限

憲法裁判所は、無効の訴えと先決問題について判断を下す権限が付与されている。本章では、それぞれの制度の前提として被統制規範（normes contrôlées）及び照会規範（normes de référence）を明らかにし、次いで無効の訴え及びそれに付随する執行停止の請求並びに先決問題訴訟の制度を明らかにする。

第1節 被統制規範

本節では、憲法適合性審査において憲法裁判所によって統制される法規範、すなわち、被統制規範について見ていく。

第1款 法律、デクレ及びオールドナンス

まず、憲法裁判所は、憲法第142条第2項と特別法第1条柱書及び第26条§1が明示するように、国の議会が制定する法律、共同体の議会が制定するデクレ及び地域圏の議会が制定する法規範の憲法適合性を統制する。この点、憲法裁判所は、ワロン地域圏議会及びフラマン地域圏議会が制定するデクレのみならず、ブリュッセル地域圏議会が制定するオールドナンス（ordonnance）についても、その憲法適合性を統制する⁽²⁰⁾。以下、法律、デクレ及びオールドナンスを総称して、立法規範という用語を用いることに

するが、統制の対象となるのは、立法規範の全て又は一部であり、さらには、立法規範の附属書⁽²¹⁾や附属書の一覧表⁽²²⁾も被統制規範となる。

次に、ここで言う立法規範は、実質的なものではなく、形式的なものを指す。したがって、立法規範という形式を取るすべての法規範が被統制規範となる。この点、実質的意味の立法規範に含まれない以下の立法規範も被統制規範である。

第一に、予算は、予算法律、予算デクレ及び予算オールドナンスという立法規範として可決されるので、これらについても憲法裁判所はその憲法適合性を統制する。実際に、憲法裁判所は、予算デクレの憲法適合性を統制している⁽²³⁾。

第二に、帰化を認める法律 (*loi accordant des naturalisations*) は、実質的意味の立法ではないが、法律の形式を取っているために、憲法裁判所はこの憲法適合性について判断する権限を有していると判決を下している⁽²⁴⁾。また、条約を承認する立法規範⁽²⁵⁾、国、共同体及び地域圏の協力合意を同意する立法規範⁽²⁶⁾も、被統制規範である。

⁽²⁰⁾ Marc Verdussen, *Justice constitutionnelle*, larcier, 2012, pp. 110-11. 最近の例として、C.C., arrêt n° 68/2012 du 31 mai 2012. なお、フラマン地域圏は、オランダ共同体と一体となり、フラマン執行府及び議会を構成しているため、それらはオランダ共同体のものと共通である。また、ブリュッセル地域圏においては、フランス共同体委員会 (*Commission communautaire française*)、オランダ共同体委員会 (*Commission communautaire flamande*) 及び合同共同体委員会 (*Commission communautaire commune*) が存在しており、フランス共同体委員会及び合同共同体委員会の立法議会は立法規範を制定することが認められている。前者が定めるものをデクレ、後者が定めるものをオールドナンスと言うが、前者のデクレは被統制規範である。C.A., arrêt n° 31/95 du 4 avril 1995 ; C.A., arrêt n° 45/95 du 6 juin 1995.

⁽²¹⁾ C.A., arrêt n° 168/2005 du 23 novembre 2005.

⁽²²⁾ C.C., arrêt n° 149/2007 du 5 décembre 2007.

⁽²³⁾ C.A., arrêt n° 54/98 du 20 mai 1998.

⁽²⁴⁾ C.A., arrêt n° 75/98 du 24 juin 1998.

⁽²⁵⁾ Verdussen, *supra* note(20), p. 117.

⁽²⁶⁾ Verdussen, *supra* note(20), pp. 117-118.

第三に、解釈的立法規範（normes législatives interprétatives）も被統制規範である。憲法第84条によれば、「法律の有権解釈は、法律のみをもって行う」。また、憲法第133条によれば、「デクレの有権解釈は、デクレのみをもって行う」。これらに基づいて制定されるのが解釈的立法規範であり、これは他の立法規範を解釈する立法規範である。この立法規範は解釈的性質を有しているが、憲法裁判所はこれを統制する⁽²⁷⁾。

さらに、後述するように、先決問題においては、時間的制約がなく、いつ制定された立法規範でも、その統制の対象となる。この点、現行憲法である1831年憲法以前に制定された立法規範が被統制規範となるかが問題となるが、これも被統制規範となる。例えば、教会工場に関する1809年12月30日皇帝令が、先決問題の審査の対象となった⁽²⁸⁾。

最後に、命令としての性質を有する王令（arrêté royal）は法律を再編（coordination）することができるが、再編された法律は、立法規範としての性格は変わらないので、憲法裁判所はその王令によって再編された法律を統制する権限を有する⁽²⁹⁾。

第2款 特別法律及び特別デクレ

憲法第4条第3項で定める特別多数決によって可決されることが憲法上規定されている法律及びデクレ、いわゆる「特別法律及び特別デクレ（lois et décrets spéciaux）」が憲法裁判所による統制対象となるかどうかについては憲法典及び特別法は明示していない。この点について、判例は以下のように述べた。「憲法第142条は、通常法律と特別法律とを区別していない。したがって、原則として、仲裁裁判所は、2つのタイプの法律の、一方で憲法権限準則、他方で憲法第10条、第11条、第24条への適合性について評

⁽²⁷⁾ C.A., arrêt n° 81/95 du 14 décembre 1995 ; C.A., arrêt n° 19/2007 du 25 janvier 2007 ; C.C., arrêt n° 120/2008 du 1^{er} septembre 2008.

⁽²⁸⁾ C.A., arrêt n° 29/90 du 90 octobre 1990.

⁽²⁹⁾ C.C., arrêt n° 17/2008 du 14 février 2008.

備する権限を有している。憲法第142条第2項第2号は、法律及びデクレ…の憲法第10条、第11条及び第24条への適合性の統制が一般的であることを示している。仲裁裁判所は、これらすべての規範…の憲法第10条、第11条及び第24条への適合性を統制する権限を有している⁽³⁰⁾。このようにして、憲法（仲裁）裁判所は、自らの判決によって、特別法律及び特別デクレをその統制対象としたのである⁽³¹⁾。

第3款 特別権力王令

特別権力王令（arrêts royaux de pouvoirs spéciaux）とは、一定の期間及び限られた領域について法律を作る権限を国王に付与する授權法律（lois d'habilitation）に基づいて、国王によって制定される法規範である。この特別権力王令は、現行の法律を修正し、補完し、さらに廃止することができる。この慣行は、憲法第105条を根拠としている。

特別権力王令は、授權法律が決定する日付の前に追認法律（loi de confirmation）の対象とならなければならない、さもなければ、特別権力王令は当然に廃止される。ここで、授權法律、特別権力王令及び追認法律が被統制規範かどうか問題となる。

まず、授權法律は通常法律であるので、当然に、被統制規範である。

次に、特別権力王令そのものについては、特別権力王令が追認法律の対象となったか否かによって、被統制規範となるかどうか区別される。判例によれば「〔追認が欠如している場合は、特別権力王令は、〕憲法第159条に基づいて裁判所の合法性の統制に付される執行権の行為を構成し、それに対しては、越権の訴因によってコンセイユ・デタ行政部において訴えが提起されうる。……〔反対に、〕特別権力王令の立法者による追認は、この王令を司法的統制から免れさせ、コンセイユ・デタによってもはや無

⁽³⁰⁾ C.A., arrêt n° 8/90 du 7 février 1990 ; C.A., arrêt n° 30/90 du octobre 1990.

⁽³¹⁾ その後もこの判例は維持されている。C.A., arrêt n° 78/97 du 17 décembre 1997 ; C.A., arrêt n° 35/2003 du 25 mars 2003.

効とされうることはないという帰結をもたらす。その追認によって、特別権力王令は、法律と類似するものと見なされなければならないが、したがって、その内容は仲裁裁判所の評価の対象となりうる⁽³²⁾。したがって、追認法律によって追認された場合には、被統制規範となり、追認されていない場合には、被統制規範とはならないのである。ただし、追認された特別権力王令の期日は、追認法律の公示の日から起算する⁽³³⁾。法律によって追認されていない特別権力王令は、憲法裁判所の統制から免れるが、例外的に、追認されていない特別権力王令が、立法規範による修正の対象となったときは、被統制規範となる⁽³⁴⁾。

最後に、追認法律については、追認された特別権力王令と同時にその統制の対象となる⁽³⁵⁾。

第4款 「有効化された」命令

立法者は、たとえ王令又は共同体及び地域圏の執行府令について特別権力王令の枠組みにおいてと同様に「有効化」又は「追認」が予定されていないときでも、王令又は執行府令の規定を「有効化」又は「追認」することができる。すなわち、立法者は、当該命令に立法的効力を付与することができるのである。これを「有効化された」命令 (*arrêtés « validés »*) と言う⁽³⁶⁾。この「有効化された」命令は、その有効化する立法規範と同時に、被統制規範となる⁽³⁷⁾。ただし、憲法裁判所は、有効化又は追認された命令が帯びている形式上の瑕疵を違法とすることができない。したがって、この立法的有効化のメカニズムは、「有効化された」命令が後述する照会

⁽³²⁾ C.A., arrêt n° 58/88 du 8 juin 1988.

⁽³³⁾ C.A., arrêt n° 71/88 décembre 1988.

⁽³⁴⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 47.

⁽³⁵⁾ C.A., arrêt n° 58/88 du 8 juin 1988.

⁽³⁶⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), pp. 55-56.

⁽³⁷⁾ C.A., arrêt n° 34/93 du 6 mai 1993 ; C.A., arrêt n° 19/98 du 18 février 1998 ; C.A., arrêt n° 76/98 du 24 juin 1998 ; C.A., arrêt n° 32/2007 du 21 février 2007.

規範に違反していないときに、その命令が帯びている瑕疵を覆い隠すことができるのである⁽³⁸⁾。

第5款 アレテ・ロワ

アレテ・ロワ (arrêtés-lois) とは、形式的には命令でありながら、実質的には立法規範としての性質を有する法規範である。アレテ・ロワには、戦争アレテ・ロワ (arretes-lois de guerre) と臨時権力アレテ・ロワ (arretes-lois de pouvoirs extraordinaires) とがある。

戦争アレテ・ロワは、立法者の権限から生じる事項を規律するために、例外的に、2つの世界大戦の間に、国王によって (Havre アレテ・ロワ)、さらには、閣議としての召集された大臣によって (Londres アレテ・ロワ)、可決された王令である⁽³⁹⁾。この戦争アレテ・ロワは被統制規範である⁽⁴⁰⁾。

臨時権力アレテ・ロワは、必要性及び緊急性のために一定の立法事項を一時的に規律することを国王に授権する特別の法律に基づいて、国王によって可決された王令である⁽⁴¹⁾。この臨時権力アレテ・ロワも、被統制規範である⁽⁴²⁾。

第6款 被統制規範とはならない事項

被統制規範については以上見てきた通りであるが、憲法裁判所の統制に付さない事項もある。以下においてはこれについて見ていこう。

(1) 立法規範としての性質を有しない命令

⁽³⁸⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), pp. 56-57. ⁽³⁹⁾ Verdussen, *supra* note(20), p. 108 ; Francis Delpérée, *Le droit constitutionnel de la Belgique*, BRUYLANT-LGDJ, 2000, pp. 969-970 ; Yves Lejeune, *Droit constitutionnel belge*, larcier, 2010, pp. 87-88.

⁽⁴⁰⁾ C.A., arrêt n° 115/99 du 10 novembre 1999 ; C.A., arrêt n° 101/2000 du 11 octobre 2000.

⁽⁴¹⁾ Verdussen, *supra* note(20), p. 109 ; Delpérée, *supra* note (39), pp. 777-778.

⁽⁴²⁾ C.A., arrêt n° 136/2003 du 22 octobre 2003.

憲法第142条及び特別法は、明示的に法律、デクレ及びオルドナンスを対象としており、王令並びに共同体及び地域圏の執行府令などの命令は、追認された特別権力王令及び有効化された命令の場合、すなわち、立法的規範としての性質を有する命令の場合を除き、憲法裁判所の統制には付されない⁽⁴³⁾。もし、立法規範としての性質を有しない命令が付託されたら、憲法裁判所はその訴えを棄却する。

また、このことから当然に、王令の附属書⁽⁴⁴⁾や省令⁽⁴⁵⁾に関しても、憲法裁判所の統制に付されない。

(2) 公権力による他の方策

憲法裁判所は、立法規範としての性質を有していない命令の他にも、執行権を始め他の機関によってなされるあらゆる方策を審査する権限を有していない。したがって、例えば、憲法裁判所は、大臣決定によってなされる懲戒処分⁽⁴⁶⁾の憲法適合性を統制することはできない。

(3) 憲法諸規定

憲法裁判所は、憲法諸規定を審査する権限を有しない⁽⁴⁷⁾。

⁽⁴³⁾ 立法規範としての効力を有しない命令が争われた判例は数多く存在する。例えば、以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 62/96 du 7 novembre 1996 ; C.A., arrêt n° 12/97 du 5 mars 1997 ; C.A., arrêt n° 19/97 du 5 avril 1997 ; C.A., arrêt n° 42/97 du 14 juillet 1997 ; C.A., arrêt n° 1/98 du 14 janvier 1998 ; C.A., arrêt n° 63/98 du 4 juin 1998 ; C.A., arrêt n° 16/99 du 10 février 1999 ; C.A., arrêt n° 108/99 du 14 octobre 1999 ; C.A., arrêt n° 49/2003 du 30 avril 2003 ; C.A., arrêt n° 65/2003 du 14 mai 2003 ; C.A., arrêt n° 123/2003 du 24 septembre 2003 ; C.A., arrêt n° 37/2004 du 10 mars 2004 ; C.A., arrêt n° 62/2004 du 31 mars 2004 ; C.A., arrêt n° 178/2004 du novembre 2004 ; C.A., arrêt n° 86/2005 du 4 mai 2005.

⁽⁴⁴⁾ C.A., arrêt n° 15/98 du 11 février 1998.

⁽⁴⁵⁾ C.A., arrêt n° 16/98 du 11 février 1998. 省令に関して、詳しくは以下を参照。Lejeune, *supra* note(39), pp. 93-94

⁽⁴⁶⁾ C.A., arrêt n° 5/89 du 15 mars 1989.

⁽⁴⁷⁾ C.A., arrêt n° 68/94 du 22 septembre 1994.

まず、手続面に関して、憲法裁判所は、憲法改正が憲法改正手続を定める憲法第195条に違反して可決されたどうかを審査することはできない。判例によれば、「仲裁裁判所に関する1989年1月6日法律第1条も、憲法上又は法律上の他のいかなる規定も、仲裁裁判所に、憲法条項が憲法第131条〔現第195条〕の定める要件を尊重して可決されたかどうかを確認し、憲法条項の無効を求める訴えについて裁定する権限を付与していない」⁽⁴⁸⁾。

次に、内容面に関して、判例は、「憲法制定者によってなされた選択を評価するように求める提訴理由について意見表明すること」を拒否している⁽⁴⁹⁾。したがって、ある憲法規定が他の憲法規定に違反しているとしても、憲法裁判所はそれを統制することはできない。ある規範が同じ効力を有する他の規範に違反することができるということは、一般的に認められている1つの原理であるからである⁽⁵⁰⁾。

第2節 照会規範

本節では、憲法裁判所がいかなる憲法上又は法律上の規定を尊重の対象としているのか、換言すれば、憲法裁判所がいかなる規範に照らして被統制規範を統制しているのか、いわゆる照会規範⁽⁵¹⁾について見ていくことにする。

⁽⁴⁸⁾ C.C., arrêt n° 16/94 du février 1994. 学説には、憲法改正手続に適合して憲法改正がなされたかどうかについても憲法裁判所が統制することに好意的な見解もある。Hugues Dumont, Xavier Delgrange et Sébastien Van Drooghenbroeck, « La procédure de révision de la Constitution : suggestions », Francis Delpérée(dir.), *La procédure de révision de la Constitution*, Bruylant, 2004, p.158.

⁽⁴⁹⁾ C.A., arrêt n° 90/94 du 22 décembre 1994.

⁽⁵⁰⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 61.

⁽⁵¹⁾ ベルギーでは、normes de référence (Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 65 et s) や、règles de référence du contrôle (Lejeune, *supra* note(39), p. 125 et s) と表現されるが、これを憲法適合性ブロック (bloc de constitutionnalité) と表現する論者もいる。Verdussen, *supra* note(20), p. 86.

第1款 権限分配準則

憲法裁判所は、連邦、共同体及び地域圏に配分される権限の抵触を、権限内容の実質的配分規定及び権限行使の手続規定に照らして審査する。

(1) 権限内容の実質的配分規定

共同体及び地域圏は、明示的にかつ排他的に、それらの権限を付与されている。連邦は、残留する権限、すなわち、共同体又は地域圏に付与されていない権限を有している⁽⁵²⁾。共同体及び地域圏への権限付与規定は、憲法典の中だけにとどまらず、特別法及び通常法の中に見出される。共同体に権限付与する規定として、憲法第127条 § 1、第128条 § 1、第129条 § 1、第130条 § 1、第175条 § 2 及び第176条第2項、並びに、1980年8月8日制度改革特別法第4条及び第5条、1983年12月31日ドイツ語共同体についての制度改革法第4条などが挙げられる。地域圏に関するものについては、憲法第134条第1項、第177条第2項及び第178条、並びに、1980年8月8日制度改革特別法第6条 § 1、第7条及び第7条の2、ブリュッセル制度に関する1989年1月12日特別法第4条第1項などが挙げられる⁽⁵³⁾。

これらの規定の内容を具体的に明示すれば、まず、共同体は、教育、文化事項（芸術、蔵書、言語の防衛、ラジオ及びテレビ、プレスへの支援など）、人間らしい生活の（*personnalisables*）事項（健康管理の運営、衛生教育、個人への社会的援助など）、そして、行政サービス及び特に学校教育における言語の使用を規律する権限を有している。次に、地域圏は、比較的雑多な権限を有しているが、地域圏事項は、大きく2つに分けられる。すなわち、自然環境（領土の補修、都市化、道路行政、環境保護など）と、社会経済部門（企業への援助、エネルギー、移送、労働者の位置づけなど）である⁽⁵⁴⁾。

⁽⁵²⁾ Verdussen, *supra* note(20), p. 89.

⁽⁵³⁾ Verdussen, *supra* note(20), pp. 88-89.

⁽⁵⁴⁾ Verdussen, *supra* note(20), p. 89.

これらの残余が連邦に帰属することになるが、憲法典においてある事項が「法律」により規律されると規定されているとしても、必ずしも連邦がこれを規律することを意味するわけではない。例えば、憲法第162条第1項は、「州及び市町村の制度は法律で規律する」と定めているが、この規定内容は、制度改革以前から存在していたものであった。この条項について、判例は、最初の制度改革以前の憲法条項に含まれる「法律」という用語を、執行権の権限を排除する憲法制定者の意思のみを表明するものと解釈し、そこから、憲法第162条第1項は、特別立法者がこの事項を地域圏に付与することを妨げないという結論を引き出したのである⁽⁵⁵⁾。

憲法裁判所は、「法律又はデクレによる国家、共同体及び地域圏のそれぞれの権限を決定する準則のあらゆる違反について」意見表明することができる⁽⁵⁶⁾。すなわち、憲法裁判所は、同じ領域について同じ目的を有する、異なる立法者から表明される、2つの規範間の現実の紛争の存在を必要とすることなく、その権限を行使する。したがって、憲法裁判所は、「仮想的 (virtuels)」と分類し得る紛争を解決するためにもその権限を行使するのである⁽⁵⁷⁾。

(2) 権限行使の手続規定

連邦、共同体及び地域圏は、それらに帰属する権限の行使において自律的であり、したがって、原則として、これらは他の連邦構成体とともに協力することなく、その権限を行使することができる⁽⁵⁸⁾。しかし、特

⁽⁵⁵⁾ C.A., arrêt n° 35/2003 du 25 mars 2003.

⁽⁵⁶⁾ C.A., arrêt n° 65/1988 du 15 juin 1988.

⁽⁵⁷⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 69. 以下も参照。Lejeune, *supra* note(39), p. 124 ; Verdussen, *supra* note(20), p. 88.

⁽⁵⁸⁾ 例外として、1980年8月8日制度改革特別法第92条の2は、一定の場合において、連邦、共同体及び地域圏の協力合意 (accords de coopération) を必要とする旨を定めている。これを行う立法規範が、協力合意の法律、デクレ及びオールドナンスである。詳しくは、以下を参照。Verdussen, *supra* note(20), pp. 117-118.

別法第30条の2⁽⁵⁹⁾は、一定の場合において、連邦、共同体及び地域圏のそれぞれの権限の行使に先立って、一定の協力手続、すなわち、公聴会（consertation）、集会（association）、情報伝達（transmission d'informations）、意見（avis）、規範的意見（avis conformes）、合意（accords）、全体合意（accords communs）及び提議（propositions）を、連邦、共同体及び地域圏に強制しており、これらの協力手続に違反して可決されたすべての規範を憲法裁判所は違憲とすることができることを定めている⁽⁶⁰⁾。この規定は、それぞれの権限行使の際にそれぞれが関与することを求めるものであり、連邦、共同体及び地域圏の権限内容を定めるものではないが、権限分配に関わるものとして、照会規範となるのである。

また、憲法第4条第3項で定める特別多数決の手続も照会規範となる。というも、この要件は、権限画定システムの必要な部分をなすからである⁽⁶¹⁾。

第2款 基本権規定

2003年3月9日の特別法改正によって、憲法第2編の基本権条項すべてと、租税に関する基本権条項及び外国人の人権条項が照会規範となった。以下、これらについて具体的に見ていこう。

(1) 平等及び非差別原理

平等原理（憲法第10条）及び非差別原理（憲法第11条）は、前述の通り、1988年の憲法改正以降からの照会規範であり、現行憲法第142条においても照会規範として指定されている。

判例は、平等及び非差別原理に関する最初の判決⁽⁶²⁾以来、黙示的に、

⁽⁵⁹⁾ この規定は1989年1月16日に挿入された。

⁽⁶⁰⁾ 実際の判決として以下を参照。C.A., arrêt n° 2/92 du 15 janvier 1992 ; C.A., arrêt n° 74/96 du 11 décembre 1996 ; C.A., arrêt n° 49/99 du 29 avril 1999.

⁽⁶¹⁾ C.A., arrêt n° 35/2003 du 25 mars 2003.

⁽⁶²⁾ C.A., arrêt n° 23/89 du 13 octobre 1989.

この原理が憲法第24条とは独立して憲法裁判所で援用されうること、したがって、教育訴訟の他に適用されることを判示している。したがって、差別的な疑いのある扱いのあらゆる差異は、憲法裁判所の統制の対象となりうる。1989年以来、憲法判例は著しい発展を遂げ、権利のあらゆる部門に拡大したのである。例えば、租税、行政、社会、家族、刑事、司法に関する事項で、親子関係の権利、相続、都市化、領土の補修、外国人の権利、社会的刑罰的制裁などの領域においてである⁽⁶³⁾。

判例によれば、「平等及び非差別の憲法準則は、扱いの差異が客観的基準に基づいており、合理的に正当化される限りにおいて、扱いの差異が複数のカテゴリーの人間の間で確立されることしか排除しない。そのような正当化の存在は、批判されている方策の目的及び効果と当該原理の性質を考慮して評価されなければならない。平等原理は、採用される方策と目指す目的との均衡の合理的関連性が存在しないことが確認されるとき、違反される」⁽⁶⁴⁾。この判決について、ヨーロッパ人権裁判所による平等原理の判例の影響を受けていると学説では分析されている⁽⁶⁵⁾。

憲法裁判所は、多様な憲法規定又は人権を保障する条約上の権利と結びついて読み込まれる憲法第10条及び第11条の尊重についての統制を行使している。判例によれば、「憲法第10条及び第11条は一般的射程を有している。これらの条文はその起源がいかなるものであれ、あらゆる差別を禁止する。平等及び非差別の憲法準則は、ベルギー国民に認められるあらゆる権利及び自由に適用され、これには、同意行為によって国内法的秩序に適用され、異なる効力を有する、ベルギーを拘束する国際条約から生じる権利及び自由も含まれる」⁽⁶⁶⁾。すなわち、この平等原理及び非差別原理によって、他

⁽⁶³⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 78.

⁽⁶⁴⁾ C.A., arrêt n° 23/89 du 13 octobre 1989.

⁽⁶⁵⁾ Xavier Delgrange, « Quand la Cour d'arbitrage s'inspire de la Cour de Strasbourg », *RRD*, 1989, pp. 611-622.

⁽⁶⁶⁾ C.A., arrêt n° 23/89 du 13 octobre 1989.

の基本権規定あるいは条約上の基本権も照会規範となるのである。のみならず、一般原理はそれだけでは照会規範となることはできないが、この平等原理及び非差別原理を媒介にすることによって照会規範となりうるのである⁽⁶⁷⁾。

しかし、前述の通り、2003年特別法改正によって、憲法第2編の他の基本権条項も照会規範となった。したがって、その改正以来、平等及び非差別原理を経由することなく、憲法第2編の他の基本権条項が直接の照会規範となった。とはいえ、この改正以降も、憲法第10条及び第11条と他の憲法条項又は条約上の条項の尊重とを結び付けた統制がいまだに行われている⁽⁶⁸⁾。この場合、憲法裁判所は、他の基本権条項違反でその立法規範を無効とするのではなく、当該立法規範が、差別的な方法で、あるカテゴリーの市民から当該権利の享受を奪っていると言う点で平等原理に違反していることを理由に、当該立法規範を違憲とする⁽⁶⁹⁾。

(2) 教育に関する平等及び自由

憲法第24条は、教育に関する基本権を確立するものであり、平等原理及び非差別原理と同様に、1988年憲法改正以来照会規範として位置づけられ

⁽⁶⁷⁾ その例として、裁判の良き運営の諸原理（C.A., arrêt n° 23/98 du 10 mars 1998 ; C.A., arrêt n° 1/99 du 13 janvier 1999 ; C.A., arrêt n° 147/2002 du 15 octobre 2002 ; C.C., arrêt n° 30/2008 du 28 février 2008）、刑法の一般原理（C.A., arrêt n° 24/97 du 30 avril 1997 ; C.A., arrêt n° 48/97 du 14 juillet 1997 ; C.A., arrêt n° 76/99 du 30 juin 1999 ; C.A., arrêt n° 157/2002 du 6 novembre 2002 ; C.A., arrêt n° 69/2003 du 14 mai 2003 ; C.A., arrêt n° 136/2004 du 22 juillet 2004 ; C.A., arrêt n° 157/2004 du 6 octobre 2004 ; C.A., arrêt n° 14/2005 du 19 janvier 2005 ; C.A., arrêt n° 71/2006 du 10 mai 2006 ; C.C., arrêt n° 110/2008 du 31 juillet 2008）、法律の非遡及原理（C.A., arrêt n° 31/95 du 4 avril 1995 ; C.A., arrêt n° 7/97 du 19 février 1997 ; C.A., arrêt n° 73/2005 du 20 avril 2005）、法的安定性原理（C.A., arrêt n° 7/97 du 19 février 1997 ; C.A., arrêt n° 133/2000 du 13 décembre 2000 ; C.A., arrêt n° 169/2006 du 8 novembre 2006）が挙げられる。

⁽⁶⁸⁾ 例えば、以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 32/2004 du 10 mars 2004.

⁽⁶⁹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 82.

ており、現在も憲法第142条において照会規範として指定されている。それもあって、教育に関する基本権は、照会規範の第一ランクに位置付けられる。憲法第24条が他の基本権とは異なり、照会規範の第一ランクに位置付けられるのは、憲法第24条が、ベルギーの異なる立法者の権限の訴訟と、平等及び非差別の訴訟との関連性を表しているからである。すなわち、教育に関する自由は、教育事項が共同体の権限とされており、共同体がその権限を行使しなければならないという要請と、この権限の行使において立法者（共同体）は自由及び平等の基本原則を尊重するという要請が問題となるからである⁽⁷⁰⁾。

教育に関する基本権が問題となった事例として、教育へのアクセス及び無償性⁽⁷¹⁾、学校を創設する権利及び補助金⁽⁷²⁾、個人の地位⁽⁷³⁾、宗教又は哲学科目⁽⁷⁴⁾、寄宿舎⁽⁷⁵⁾、教育案⁽⁷⁶⁾、教育施設を選択する権利⁽⁷⁷⁾などが挙げられる。

憲法第24条も、他の憲法規定又は国際条約上の権利と結びつき得る。本条 § 3 は、「何人も、自由及び基本権の尊重した教育に対する権利を有する」と規定しているからである⁽⁷⁸⁾。判例も、「その尊重が教育に関する立法において立法者に課せられるこれらの基本権は、憲法第2編の他の規定から

⁽⁷⁰⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 85.

⁽⁷¹⁾ C.A., arrêt n° 33/92 du 7 mai 1992 ; C.A., arrêt n° 40/94 du 19 mai 1994.

⁽⁷²⁾ C.A., arrêts n° 25 et n° 28/92 du 2 avril 1992 ; C.A., arrêt n° 18/93 du 4 mars 1993 ; C.A., arrêt n° 85/95 du 14 décembre 1995 ; C.A., arrêt n° 73/96 du 11 décembre 1996 ; C.A., arrêt n° 76/96 du 18 décembre 1996 ; C.A., arrêt n° 85/98 du 15 juillet 1998 ; C.A., arrêt n° 1/2003 du 8 janvier 2003 ; C.A., arrêt n° 131/2003 du 8 novembre 2003.

⁽⁷³⁾ C.A., arrêt n° 10/96 du 8 février 1996 ; C.A., arrêt n° 25/96 du 27 mars 1996 ; C.A., arrêt n° 38/96 du 27 juin 1996 ; C.A., arrêt n° 1/2003 du 8 janvier 2003.

⁽⁷⁴⁾ C.A., arrêt n° 38/91 du 5 décembre 1991 ; C.A., arrêt n° 18/93 du 4 mars 1993 ; C.A., arrêt n° 42/95 du 6 juin 1995 ; C.A., arrêt n° 85/98 du 15 juillet 1998 ; C.A., arrêt n° 42/99 du 30 mars 1999 ; C.A., arrêt n° 90/99 du 15 juillet 1999.

⁽⁷⁵⁾ C.A., arrêt n° 23/95 du 2 mars 1995.

⁽⁷⁶⁾ C.A., arrêt n° 67/2004 du 5 mai 2004 ; C.A., arrêt n° 2/2006 du 11 janvier 2006.

⁽⁷⁷⁾ C.C., arrêt n° 119/2008 du 31 juillet 2008.

⁽⁷⁸⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 85.

だけでなく、国際水準でベルギーを拘束し、かつ、国内法秩序において受領の対象となる、その対象〔＝教育〕に関する国際条約からも生じる」と判断している⁽⁷⁹⁾。

(3) 憲法第2編が規定する他の基本権

すでに見たように、2003年特別法改正前から、憲法第2編が規定する基本権条項は、憲法第10条、第11条及び第24条と結び付くことによって、照会規範となっていた。したがって、他の基本権条項は、これらを媒介として間接的な照会規範であったのである。しかし、2003年特別法改正によって、他の基本権条項は、これらと結びつくことなく、直接の照会規範となった。この点、第2編の諸規定が直接の照会規範となったことで、将来、かつて保障されていた権利及び自由よりも広い内容の判例の創設及び発展を促進する可能性がある⁽⁸⁰⁾と指摘されている。

一般に、憲法裁判所は、いかなる基本的自由も無制限には存在しないと評価している。したがって、権利への侵害が立法者によって追求される目的の重要性と均衡が採られていれば、基本権規定違反とはならない⁽⁸¹⁾。

(4) 条約上の基本権

憲法第2編で規定されている人権条項が、ベルギー国民及びベルギー在住の外国人に保障された権利及び自由の唯一の源ではない。すなわち、憲法裁判所は、憲法諸規定を解釈することによって、常に同一の文言で表明されているわけではない、しばしば類似の自由を保障している異なる国際法及び国内法上のテキストの並存に配慮しなければならず⁽⁸²⁾、これによって条約上の基本権も照会規範となりうるのである。実際、判例は、「べ

⁽⁷⁹⁾ C.A., arrêt n° 33/92 du 7 mai 1992.

⁽⁸⁰⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), pp. 86-87.

⁽⁸¹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 87.

⁽⁸²⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 93.

ルギーを拘束する条約の規定が、〔憲法第2編の〕1つ又は複数の憲法規定と類似の射程を有しているときは、この条約の規定によって確立されている保障は、当該憲法規定において現れている保障と切り離せない一体のものを構成している」、「したがって、第2編の規定の違反が主張されるときは…、憲法裁判所は、その審査において、類似の権利及び自由を保障している国際法の諸規定を考慮する」⁽⁸³⁾と判示している。

また、判例は、欧州人権裁判所の判決及びEU司法裁判所の判決を明示的に引用することによって、これらの判決に特別の重要性を認めている⁽⁸⁴⁾。

(5) 租税に関する基本権

2003年3月9日特別法改正により、租税の適法性原理に関する憲法第170条及び租税の平等性原理に関する憲法第172条も照会規範となった。しかし、他の基本権と同様に、この改正以前も、憲法第10条及び第11条と結びつけることによって、これらの規定を援用することが認められていた。まず、第172条については、判例は、「平等及び非差別の憲法準則は、ベルギー国民に認められるすべての権利及び自由に関して適用される。この平等及び非差別の憲法準則は、租税事項にも適用される。この原理は、一方で、憲法第172条によって確認されている。実際、この規定は、憲法第10条で定式化されている平等の一般原理の特別の規定又は適用を構成する」⁽⁸⁵⁾と判

⁽⁸³⁾ C.A., arrêt n° 136/2004 du 22 juillet 2004 ; C.A., arrêts n° 158 et n° 162/2004 du 20 octobre 2004 ; C.A., arrêt n° 202/2004 du 21 décembre 2004 ; C.A., arrêt n° 16/2005 du 19 janvier 2005 ; C.A., arrêt n° 48/2005 du 1^{er} mars 2005 ; C.A., arrêt n° 109/2005 du 22 juin 2005 ; C.A., arrêt n° 1/2006 du 11 juillet 2006 ; C.A., arrêt n° 71/2006 du 10 mai 2006 ; C.A., arrêt n° 98/2006 du 14 juin 2006 ; C.C., arrêt n° 12/2008 du 14 février 2008 ; C.C., arrêt n° 61/2008 du 10 avril 2008.

⁽⁸⁴⁾ 欧州人権裁判所の判例を引用した判決として、以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 142/2001 du 6 novembre 2001 ; C.A., arrêt n° 50/2003 du 30 avril 2003 ; C.A., arrêt n° 51/2003 du 30 avril 2003 ; C.C., arrêt n° 153/2007 du 12 décembre 2007. EU司法裁判所の判例を引用した判決として、以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 20/2004 du 4 février 2004.

⁽⁸⁵⁾ C.A., arrêt n° 20/91 du 4 juillet 1991.

示し、実質的には照会規範として認めていた。同様に、第170条についても、判例は、一定のカテゴリーの納税者は選ばれた議員から構成される議会によって決定されなかった租税を支払わなければならないとき、そのカテゴリーの納税者はすべての人に認められる保障を奪われ、差別されると判示しており、実質的に照会規範として認めていた⁽⁸⁶⁾。

しかしながら、2003年3月9日特別法改正により、憲法第170条及び第172条は、形式的にも照会規範となった。したがって、憲法第10条及び第11条を経由することなく、憲法裁判所において憲法第170条及び第172条を直接援用することが認められたのである⁽⁸⁷⁾。

(6) 外国人の人権

「ベルギーの領土にいる外国人はすべて、法律により設けられた例外を除き、その身体及び財産に与えられた保護を享有する」ことを保障している憲法第191条も、2003年3月9日特別法により、照会規範となった。しかし、この法律の発効以前も、外国人は、市民への提訴権拡大の当初から、憲法裁判所に提訴することが認められていた⁽⁸⁸⁾。

とはいえ、第191条が形式的に照会規範となった現在においても、基本権を保障している憲法規定に関する違反を憲法裁判所で外国人が直接援用することは禁止されていない。すなわち、憲法第191条違反を同時に援用することを義務付けられていないのである⁽⁸⁹⁾。

⁽⁸⁶⁾ C.A., arrêt n° 21/97 du 17 avril 1997 ; C.A., arrêt n° 36/99 du 17 mars 1999 ; C.A., arrêt n° 100/2003 du 17 juillet 2003.

⁽⁸⁷⁾ C.A., arrêt n° 195/2004 du 1^{er} décembre 2004. なお、この点について詳しくは、以下の文献を参照。Elisabeth Willmart, « La Cour d'arbitrage et les droits fondamentaux du contribuable », Anne Rasson-Roland, David Renders et Marc Verdussen (dir.), *La Cour d'arbitrage, vingt ans après*, Bruylant, 2004, pp. 109-118.

⁽⁸⁸⁾ C.A., arrêt n° 25/90 du 5 juillet 1990 ; C.A., arrêt n° 20/93 du 4 mars 1993.

⁽⁸⁹⁾ C.C., arrêt n° 95/2008 du 26 juin 2008.

第3款 非照会規範

以上見てきたものが照会規範であるが、次に、非照会規範、すなわち、憲法裁判所が立法規範を統制する上で参照できない規範について見ていくことにする。

(1) 上記以外の憲法上及び法律上の規定

すでに述べた通り、照会規範としての権限分配準則は、網羅的にリストアップされていないが、憲法及び様々な法律で定められている。また、照会規範としての人権条項は、憲法第142条第2項で指定している憲法第10条、第11条及び第24条、並びに、憲法裁判所に関する1989年1月9日特別法第1条及び第26条で指定している憲法第2編のその他の条項、第170条、第172条及び第191条である。したがって、これらの憲法規定及び権限分配準則を規律する様々な法律の規定以外の規定は、照会規範とはならない。

(2) 立法手続に関する諸規定

憲法及び法律が定める立法手続規定は照会規範とはならない。すなわち、判例は、一貫して、立法手続の憲法適合性を統制する権限を有しない、と判断している。したがって、テキストの可決について議会でなされる手続⁽⁹⁰⁾、議会の構成及び内部運営⁽⁹¹⁾、コンセイユ・デタ立法部への諮問⁽⁹²⁾などは、

⁽⁹⁰⁾ C.A., arrêt n° 24/96 du 27 mars 1996. 本判決は、「立法議会が立法規範の可決に関して行う手続についての判断を行うことは」仲裁裁判所に帰属しないことを判示している。また、以下の判決も参照。C.A., arrêt n° 97/99 du 15 septembre 1999.

⁽⁹¹⁾ C.A., arrêt n° 35/2003 du mars 2003. 本判決は「〔仲裁裁判所は〕当該規定が違法に構成された議会によって可決されたかどうかを審査することも、立法議会の内部運営について意見表明することもできない」と判示している。

⁽⁹²⁾ C.A., arrêt n° 66/88 du 20 juin 1988 ; C.A., arrêt n° 45/92 du juin 1992 ; C.A., arrêt n° 73/95 du 9 novembre 1995 ; C.A., arrêt n° 20/97 du 15 avril 1997 ; C.A., arret n° 58/97 du 14 octobre 1997 ; C.A., arret n° 22/98 du 10 mars 1998 ; C.A., arrêt n° 107/98 du 21 octobre 1998 ; C.A., arrêt n° 134/98 16 décembre 1998 ; C.A., arrêt n° 97/99 du 15 septembre 1999 ; C.A., arrêt n° 103/2000 du 11 octobre 2000 ; C.A., arrêt n° 18/2004 du 29 janvier 2004.

憲法裁判所の統制から免れる。

特筆すべきは、判例は憲法第10条及び第11条を組み合わせるこれらの準則を統制することを拒否していることである⁽⁹³⁾。したがって、立法手続に関する規定は、間接的にも照会規範とはならないのである。

(3) 時宜性の問題

憲法裁判所は、立法規範の照会規範への適合性を審査するが、立法規範の時宜性（*opportunité*）についてまで審査できるのかが問題となる。この点、憲法裁判所は時宜性の判断をしていない。実際、判例は、「法律によって確立されている方策が時宜性を有している又は望ましいものであるかどうかを評価することは、憲法裁判所に帰属しない」と判断している⁽⁹⁴⁾。

第4款 小括

第1節及び第2節において、憲法裁判所がいかなる規範を統制するのか（被統制規範）及びいかなる規範に照らして統制するのか（照会規範）について見てきた。次に、第3節以降では、憲法裁判所がいかなる事項を審査するのかについて見ていく。憲法裁判所が審査する事項は、無効の訴え、執行停止の請求、先決問題である。

第3節 無効の訴えの審査

特別法第1条によれば、憲法裁判所は、法律、デクレ又はオルドナンスによる憲法上又は法律上の準則の1つの違反を理由として、これらの規範の全体又は一部を無効とすることができる。本節では、憲法裁判所が行う無効の訴えの審査について見ていこう。

⁽⁹³⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 98.

⁽⁹⁴⁾ 以下を参照。Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 101.

第1款 提訴権者

無効の訴えを提起できるのは、①内閣又は共同体若しくは地域圏の執行府（特別法第2条第1号）、②利益を証明する自然人又は法人（同第2号）、③構成員の3分の2の請求に基づき立法議会の議長（同第3号）である。

自然人又は法人は利益を証明しなければならないが、提訴者は、まず、いかなる資格で自身が問題の規定を訴えるのかを明確にし、いかなる点でその状況の何らかの側面で影響を受け得るのかを説明しなければならない⁽⁹⁵⁾。次に、提訴者は、具体的に、自身と規範との間に存在する直接及び個人的な関連性を確立し、証明しなければならない⁽⁹⁶⁾。そして、利益は、確実に、直接的で、一身専属的でなければならない⁽⁹⁷⁾。したがって、極めて仮定的な利益は却下される⁽⁹⁸⁾。つまり、規範が提訴者に適用される危険が現実的でなければならないこと⁽⁹⁹⁾、主張される損害が問題の立法規範から生じなければならないこと⁽¹⁰⁰⁾が求められる。

また、提訴者は、その個人的状況（*situation personnelle*）において侵害されていないしなければならない⁽¹⁰¹⁾。この点、自然人は、職業上の状況又は個人的な状況に由来する利益を援用することができる。職業上の状況として

⁽⁹⁵⁾ C.A., arrêt n° 90/94 du 22 décembre 1994.

⁽⁹⁶⁾ C.A., arrêt n° 95/98 du 16 septembre 1998 ; C.A., arrêt n° 118/99 du 10 novembre 1999 ; C.A., arrêt n° 134/99 du 22 décembre 1999 ; C.A., arrêt n° 117/2000 du 16 novembre 2000 ; C.A., n° 103/2002 du 19 juin 2002 ; C.A., arrêt n° 59/2003 du 14 mai 2003.

⁽⁹⁷⁾ C.A., arrêt n° 38/94 du 10 mai 1994 ; C.A., arrêt n° 70/94 du 6 octobre 1994 ; C.A., arrêt n° 79/94 du 3 novembre 1994 ; C.A., arrêt n° 88/94 du 14 décembre 1994 ; C.A., arrêt n° 17/95 du 16 février 1995.

⁽⁹⁸⁾ C.A., arrêt n° 35/96 du 6 juin 1996 ; C.A., arrêt n° 134/2000 du 13 décembre 2000 ; C.A., arrêt n° 38/2001 du 13 mars 2001 ; C.A., arrêt n° 28/2002 du 30 janvier 2002 ; C.A., arrêt n° 90/2002 du 5 juin 2002 ; C.A., arrêt n° 150/2002 du 15 octobre 2002.

⁽⁹⁹⁾ C.A., arrêt n° 134/99 du 22 décembre 1999.

⁽¹⁰⁰⁾ C.A., arrêt n° 45/96 du 12 juillet 1996.

⁽¹⁰¹⁾ C.A., arrêt n° 38/2001 du 13 mars 2001 ; C.A., arrêt n° 40/2001 du 29 mars 2001 ; C.A., arrêt n° 143/2001 ; C.A., arrêt n° 144/2001 du 6 novembre 2001 ; C.A., arrêt n° 27/2007 du 21 février 2007.

は、立法議会の構成員、市町村の公選者、公務員及び公職の候補者、自由業及び独立開業者、労働者などが、個人的な状況としては、裁判を受ける者、納税者、選挙人及び選挙での候補者、所有者、公的機関の使用人、株主及び出資者などが挙げられる⁽¹⁰²⁾。

法人は、前提として、自身が法人格を有していること、及び、自身が第三者の前でそのことが予測されることを証明しなければならない。その上で、訴訟を提起する利益を有することを示さなければならない⁽¹⁰³⁾。

第2款 提訴可能期間

提訴可能期間は、原則として、立法規範の公布後6ヶ月以内である（特別法第3条§1）。ただし、例外として、①条約がその承認を必要とする立法規範に関しては、公布後60日以内に短縮され（同法第3条§2）、また、②特定の場合、新たに6ヶ月の期間が認められる（同法第4条第1項及び第2項）

第3款 判決

無効の訴えにおいては、その訴えの対象となった規範の全部又は一部を無効とする無効判決と、その無効の訴えを退ける棄却判決とがある。

(1) 棄却判決

棄却判決は、この判決により解決される問題に関して裁判所を拘束するのみで（特別法第9条§2）、棄却判決は絶対的既判力を有していない。棄却判決は、立法規範が法秩序において存続することを含意している。ただし、無効判決で棄却された提訴理由を含めて、立法規範の有効性を先決訴訟において新たに再検討されることは妨げられない⁽¹⁰⁴⁾。

⁽¹⁰²⁾ Rigaux et Renaud, *supra* note(4), pp. 117-128.

⁽¹⁰³⁾ Rigaux et Renaud, *supra* note(4), pp. 128-132.

⁽¹⁰⁴⁾ Rigaux et Renaud, *supra* note(4), pp. 228-230.

(2) 無効判決の既判力

無効判決は、官報での判決の公示の日から絶対的既判力を有する（同条 § 1）。刑事事項に関してなされた判決及びコンセイユ・デタによって表明された判決とは反対に、この既判力は、公判廷での判決の表明の日からではなく、憲法裁判所の判決の公示の日から妥当する⁽¹⁰⁵⁾。

(3) 無効判決の遡及効

無効判決は、遡及効を有する。判例は、「憲法裁判所によってなされる無効判決は、ベルギー官報での公示の日から絶対的既判力を有する。一方、無効は、遡及効を有し、このことは、無効とされた規範又は規範のうち無効とされた一部が、決して存在していなかったものと見なされなければならないことを含意している」⁽¹⁰⁶⁾と判示している。したがって、この遡及効は、すべての公的機関及びすべての私人に強制される⁽¹⁰⁷⁾。

また、憲法裁判所が無効の訴えを先決問題の審査に結びつけるとき、先決問題の審査は、無効の訴えの審査に従属するが、先決問題の対象となっている規定が無効の場合には、憲法裁判所は、先決問題はその目的を失ったと結論付ける⁽¹⁰⁸⁾。

第4節 執行停止の請求の審査

特別法第19条によれば、「原告の請求に基づき、憲法裁判所は、理由を付した決定により、無効の訴えの対象である法律、デクレ又は憲法第134条が定める法規範の全部又は一部を執行停止することができる」。本節ではこの執行停止の請求の審査について見ていこう。

八九 ⁽¹⁰⁵⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 230.

⁽¹⁰⁶⁾ C.A., arrêts n° 2, n° 3, n° 6 et n° 11/86 du 25 mars 1986 ; C.A., arrêt n° 14/86 du 20 mai 1986 ; C.A., arrêts n° 21, n° 23, n° 26 et n° 27/86 du 25 juin 1986.

⁽¹⁰⁷⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 234.

⁽¹⁰⁸⁾ C.A., arrêt n° 134/98 du 16 décembre 1998 ; C.A., arrêt n° 89/2000 du 13 juillet 2000.

第1款 提訴権者

執行停止の請求は、無効の訴えの附属物である。いかなる執行停止の請求も、無効の訴えの対象となっていない規範又は規範の一部に対して導入されることができない。したがって、無効の訴えの提訴者のみが執行停止の請求を導入することができる。すなわち、無効の訴えを提起していない当事者は、立法規範の執行停止を請求することができない。また、憲法裁判所は、職権で執行停止を表明することもできない⁽¹⁰⁹⁾。

第2款 提訴可能期間

2003年3月9日特別法改正によって挿入された特別法第21条第2項は、執行停止の請求を提起するための期間を立法規範の公布後3か月としている。無効の訴えは、原則として立法規範公布後6か月であるにもかかわらず、この規定は、それよりも期間を短縮しているのである⁽¹¹⁰⁾。したがって、立法規範の公布後3か月以上過ぎて無効の訴えが提起された場合には、執行停止の請求を行うことができないのである。

また、執行停止の請求の無効の訴えへの従属的性格から、憲法裁判所は、常に、無効の訴えの受理要件を確認する⁽¹¹¹⁾。そして、憲法裁判所は、無効

⁽¹⁰⁹⁾ Rigaux et Renaud, *supra* note(4), p. 153.

⁽¹¹⁰⁾ 2003年3月9日特別法による規定以前は、このような期間の限定はなかった。実際、憲法裁判所は、規範の公布後6か月の期間内に提起された無効の訴えの後に提起された執行停止の請求を決して不受理としなかった。例えば、憲法裁判所は、無効の訴えの導入後5か月以上過ぎて提起された執行停止の請求について意見表明した（C.A., arrêt n° 85/2003 du 11 juin 2003）。なお、2003年3月9日特別法改正によるこの3か月の期間の導入について、詳しくは以下の文献を参照。François Moline, « Les modifications relatives au contentieux de la suspension à la Cour d'arbitrage », Anne Rasson-Roland, David Renders et Marc Verdussen (dir.), *La Cour d'arbitrage, vingt ans après*, Bruylant, 2004, pp. 333-346.

⁽¹¹¹⁾ その確認を行っている最近の判決として、例えば以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 16/2000 du 2 février 2000 ; C.A., arrêt n° 106/2000 du 25 octobre 2000 ; C.A., arrêt n° 113/2000 du 8 novembre 2000 ; C.A., arrêt n° 134/2000 du 13 décembre 2000

の訴えに要求される受理要件がないときは、執行停止の請求を棄却する。

第3款 提訴の要件

執行停止の請求は、特別法第20条第1号の諸要件に適合しなければならない。したがって、重大な理由が援用されなければならない、かつ、立法規範の即時の執行が回復困難な深刻な損害を引き起こす危険がなければならない。この2つの要件の一方が満たされなければ、憲法裁判所はその請求を棄却する⁽¹¹²⁾。この2つの要件のうち、どちらを最初に審査するかどうかについて、判例は当初、回復困難な深刻な損害の要件を審査していた。この要件が満たされないとき、判例は請求を棄却した⁽¹¹³⁾。しかしながら、後の諸判決において、判例はその態度を変化させた。すなわち、判例は現在、重大な理由の要件を最初に審査している。そのような理由が認められないときは、請求は棄却され、憲法裁判所は回復困難な深刻な損害の要件を審査しない⁽¹¹⁴⁾。

一方、特別法第20条第2号は、執行停止の請求の第二の場合を定めている。すなわち、憲法裁判所によってすでに無効とされた規範と同一の又は類似の規範であり、かつ、同一の立法者によって可決された規範に対して

; C.A., arrêt n° 38/2001 du 13 mars 2001 ; C.A., arrêt n° 138/2001 du 30 octobre 2001 ; C.A., arrêt n° 95/2002 du 5 juin 2002 ; C.A., arrêt n° 103/2002 du 19 juin 2002 ; C.A., arrêt n° 116/2002 du 26 juin 2002 ; C.A., arrêt n° 123/2002 du 3 juillet 2002 ; C.A., arrêt n° 163/2002 du 6 novembre 2002 ; C.A., arrêt n° 174/2002 du 27 novembre 2002 ; C.A., arrêt n° 30/2003 du 26 février 2003 ; C.A., arrêt n° 107/2003 du 22 juillet 2003 ; C.A., arrêt n° 175/2003 du 17 décembre 2003 ; C.A., arrêt n° 96/2004 du 26 mai 2004 ; C.A., arrêt n° 103/2004 du 9 juin 2004 ; C.A., arrêt n° 193/2004 du 24 novembre 2004 ; C.A., arrêt n° 34/2005 du 9 février 2005 ; C.A., arrêt n° 129/2005 du 13 juillet 2005 ; C.A., arrêt n° 11/2006 du 18 janvier 2006 ; C.A., arrêt n° 24/2006 du 15 février 2006 ; C.A., arrêt n° 17/2007 du 17 janvier 2007.

八七 ⁽¹¹²⁾ C.A., arrêt n° 1/85 du 5 avril 1985 ; C.A., arrêt n° 33/87 du 29 janvier 1987 ; C.A., arrêt n° 34/87 du 19 février 1987 ; C.A., arrêt n° 53/88 du 10 mai 1988.

⁽¹¹³⁾ C.A., arrêt n° 2/85 du 5 avril 1985 ; C.A., arrêt n° 21/89 du 13 juillet 1989.

⁽¹¹⁴⁾ C.A., arrêt n° 34 et n° 35/90 du 14 novembre 1990 ; C.A., arrêt n° 3/91 du 7 mars 1991 ; C.A., arrêt n° 25/91 du 10 octobre 1991 ; C.A., arrêt n° 8/92 du 11 février 1992 ; C.A., arrêt n° 11/94 du 27 janvier 1994.

訴えが行使される場合である。この場合において、重大な理由の存在も、回復困難な重大な損害の存在の現実も証明されることなく、立法規範の執行停止がなされる。そこでは、憲法裁判所は、当該無効の訴えで問題となっている立法規範が、すでに憲法裁判所によって無効とされた立法規範と異なるかどうかをもっぱら確認する⁽¹¹⁵⁾。

第4款 判決

執行停止の請求においても、執行停止の請求を棄却する棄却判決と、立法規範の執行停止を命じる執行停止判決がある。前述のように要件が厳しいことから、2014年6月までに21の執行停止判決が下されているにすぎない⁽¹¹⁶⁾。

執行停止を表明する判決は、ベルギー官報で公示の日から効力を有する（特別法第24条第2項）。一方、憲法裁判所が執行停止判決の表明の日から3か月以内に主位請求である無効の訴えについて表明しないときには、執行停止の効力は失われる（同法第25条）。

判例によれば、「執行停止の効力は、執行停止の期間の間、無効の効力と同じ効力である」⁽¹¹⁷⁾。したがって、執行停止の判決は一定の遡及効を有している。執行停止が効力を有してからは、いかなる法的行為も執行停止

⁽¹¹⁵⁾ C.A., arrêt n° 15/92 du 27 février 1992 ; C.A., arrêt n° 55/93 du 1^{er} juillet 1993 ; C.A., arrêt n° 68/93 du 29 septembre 1993 ; C.A., arrêt n° 67/96 du 28 novembre 1996 ; C.A., arrêt n° 134/2000 du 13 décembre 2000.

⁽¹¹⁶⁾ C.A., arrêt n° 2/1985 du 5 avril 1985 ; C.A., arrêt n° 21/89 du 13 juillet 1989 ; C.A., arrêt n° 20/92 du 12 mars 1992 ; C.A., arrêt n° 60/92 du 8 octobre 1992 ; C.A., arrêt n° 30/93 du 1^{er} avril 1993 ; C.A., arrêt n° 28/96 du 30 avril 1996 ; C.A., arrêt n° 32/97 du 27 mai 1997 ; C.A., arrêt n° 62/98 du 4 juin 1998 ; C.A., arrêt n° 31/99 du 10 mars 1999 ; C.A., arrêt n° 129/2002 du 10 juillet 2002 ; C.A., arrêt n° 30/2003 du 26 février 2003 ; C.A., arrêt n° 162/2004 du 20 octobre 2004 ; C.A., arrêt n° 193/2004 du 24 novembre 2004 ; C.A., arrêt n° 90/2006 du 24 mai 2006 ; C.A., arrêt n° 100/2006 du 14 juin 2006 ; C.A., arrêt n° 156/2006 du 18 octobre 2006 ; C.A., arrêt n° 106/2007 du 19 juillet 2007 ; C.C., arrêt n° 69/2009 du 23 avril 2009 ; C.C., arrêt n° 95/2010 du 29 juillet 2010 ; C.C., arrêt n° 143/2013 du 30 octobre 2013 ; C.C., arrêt n° 37/2014 du 27 février 2014.

⁽¹¹⁷⁾ C.A., arrêt n° 30/2003 du 26 février 2003.

されている規定に基づいてなされることはできない⁽¹¹⁸⁾。

執行停止判決は無効の訴えの対象となっている立法規範についての後の無効判決を推測させるが、執行停止した後に、憲法裁判所は、その立法規範を無効としないこともある⁽¹¹⁹⁾。

第5節 先決問題の審査

特別法第26条によれば、憲法裁判所は、憲法裁判所以外の裁判所において立法規範の憲法適合性が問題となったとき、当該裁判所は先決問題を憲法裁判所に移送し、憲法裁判所が判決によりこの先決問題を裁定する。本節では、この先決問題の審査について見ていくことにする。

第1款 提訴権者

先決問題が裁判所において提起されるとき、裁判所は先決問題について判断を下すよう憲法裁判所に請求しなければならない（特別法第26条 § 2 第1項）。ただし、これには例外がある。まず、①事件が無権限又は不受理を理由にしてその裁判所によって審査することができないとき（同条 § 2 第2項第1号）、次に、②憲法裁判所が同じ目的を有する問題又は訴えについてすでに判断を下しているとき（同項第2号）である。裁判所による先決問題を提起しないとする決定は、いかなる訴えの対象ともならない。

いずれにせよ、提訴権者はすべての裁判所である。先決問題は必ずしもその裁判所での訴訟での当事者によって取り上げられなければならないわけではなく、裁判官によって職権で提起されることもできる⁽¹²⁰⁾。

⁽¹¹⁸⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), pp. 255-256.

八五 ⁽¹¹⁹⁾ 例えば、以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 23/89 du 13 octobre 1989. この判決において、判例は、89年判決第21号において執行停止した諸規定の1つを無効としなかった。また、以下の判決も参照。C.A., arrêt n° 91/98 du 15 juillet 1998. この判決において、判例は、98年判決第62号において執行停止した規定について、解釈留保の下で、無効の訴えを棄却した。

⁽¹²⁰⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 174.

ここで、「裁判所」の射程が問題となるが、これに含まれるのは破毀院を頂点とする通常裁判所及び行政裁判所たるコンセイユ・デタだけでなく、その射程は広い。「裁判所」としての特徴、すなわち、組織的独立を確保する構成員の指名方法、審理及び調査権、手続的保障、対審、理由付与の義務、裁判的訴えの存在などを備えていれば、「裁判所」に含まれる⁽¹²¹⁾。例えば、裁判所として行動する常設使節団（une députation permanente agirssant en tant que juridiction）⁽¹²²⁾、改正評議会（un conseil de révision）⁽¹²³⁾、民兵評議会（un conseil de milice）⁽¹²⁴⁾、難民訴願常設委員会（Commission permanente de recours des réfugiés）⁽¹²⁵⁾なども「裁判所」に含まれるのである。

第2款 提訴可能期間

先決問題の提起には提訴期間の制限はない。すなわち、憲法裁判所は、仲裁裁判所の設置以後の立法規範だけでなく、仲裁裁判所の設置以前の、制度改革以前の、さらには憲法以前の立法規範に関する問題をも付託される。

第3款 先決問題への返答の意義

裁判所によって付託された先決問題への返答が当該訴訟事実に有意義であるかどうかは、付託を受理するかどうかとは関係がない。実際、判例は、「仲裁裁判所が、裁判官が訴訟事実に適用されるテキストを正確に決定しなかったと評価するとしても、仲裁裁判所は、この点について提起された問題を訂正することはできない。それ以上に、移送決定によって自身に付託されていない規範を訴訟事実に適用することについて意見表明することはできない」と判示し、この原理を一貫して適用している⁽¹²⁶⁾。

⁽¹²¹⁾ C.A., arrêt n° 65/96 du 13 novembre 1996.

⁽¹²²⁾ C.A., arrêt n° 56/88 du 2 juin 1988.

⁽¹²³⁾ C.A., arrêt n° 6/94 du 20 janvier 1994 ; C.A., arrêt n° 26/94 du 22 mars 1994.

⁽¹²⁴⁾ C.A., arrêt n° 77/92 du 17 décembre 1992.

⁽¹²⁵⁾ C.A., arrêt n° 65/96 du 13 novembre 1996.

⁽¹²⁶⁾ 多くの判決があるが、以下の判決を参照。C.A., arrêts n° 13 et n° 15/86 du 25

しかしながら、判例は、裁判官の前で係属している訴訟に「明らかに」適用されない諸規定に直面したとき、憲法裁判所はその憲法適合性を審査してはならないとしている⁽¹²⁷⁾。さらに、先決問題への返答が、裁判官が解決することを求められている訴訟の解決に有益であるかどうかという点について意見表明することは、憲法裁判所に帰属しない⁽¹²⁸⁾。

第4款 判決

先決問題を提起した裁判所及び同一事案において判断を下すことを求められているその他すべての裁判所は、第26条で定められる問題が提起された際の紛争の解決のために、憲法裁判所によってなされた判決に従わなければならない（特別法第28条）。

憲法裁判所は、先決問題において問題となった立法規範が憲法適合的か否かについて表明するのであって、憲法裁判所が憲法違反とした立法規範は、法秩序において存続する。

ただし、先決問題の審査でなされた憲法裁判所の判決には、「比較的強力な」既判力が認められる。というのも、すでに見た通り、同じ目的に関する問題を付託された裁判所は、先の問題の事案で憲法裁判所によって付与された返答を尊重して、憲法裁判所に再び先決問題を提起することが免除される（同法第26条 § 2 第2号）からである⁽¹²⁹⁾。しかし、憲法裁判所の返答を受け取る裁判所及び同一の法について質問する可能性のある裁判所の観点からは、憲法裁判所による判決は、強力な既判力を有しているとしても、その判決に関する効力が通用する行政機関及び個人については同様ではない。したがって、違憲と返答された立法規範は行政及び個人を拘束し続ける。ただし、行政は、明らかに違法な立法規範を適用することを拒否

mars 1986.

⁽¹²⁷⁾ C.A., arrêt n° 54/2007 du 28 mars 2007 ; C.C., arrêt n° 94/2007 du 27 juin 2007.

⁽¹²⁸⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 201.

⁽¹²⁹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 257.

することができる⁽¹³⁰⁾。また、先決問題について憲法裁判所が違憲判決をした場合、問題となった立法規範について、無効の訴えを提起するための新たな6か月の提訴期間が認められる（同法第4条第2項）。

さらに、先決問題においては、憲法裁判所は、立法不作為を違憲とする判決を下すことができる⁽¹³¹⁾。これによって、憲法裁判所は、立法者に対して立法する指示を与える⁽¹³²⁾。

第4章 憲法裁判所での手続

本章では、無効の訴え及び先決問題の受理から憲法裁判所が判決を下すに至るまでの、憲法裁判所での一連の手続について見ていく。

第1節 事案の受理

まず、無効の訴え、執行停止の請求及び先決問題のそれぞれの事案の受理について見ていく。

第1款 無効の訴え

無効の訴えは、憲法裁判所へ発送され、受理される。無効の訴えの訴状は、必ず郵便書留で送られなければならない。単純発送及び持参人による書記

⁽¹³⁰⁾ Rigaux et Renaud, *supra* note(4), p. 258.

⁽¹³¹⁾ ベルギーにおいて、この問題についての議論が豊富に蓄積されている。例えば、以下の文献を参照。Didier Ribes, « Existe-t-il un droit à la norme ? Contrôle de constitutionnalité et omission législative », *RBDC*, 1999, pp. 237-274 ; Christine Horevoets et Pascal Boucquey, *Les questions préjudicielles à la Cour d'arbitrage*, Bruylant, 2001, pp. 262-285 ; Christian Behrendt, *Le juge constitutionnel, un législateur-cadre positif*, Bruylant-LGDJ, 2006, pp. 414-421 ; Rogaux et Renaud, *supra* note(4), pp. 212-220 ; Michel Melchior et Claude Courtoy, « L'omission législative ou la lacune dans la jurisprudence constitutionnelle », *JT*, 2008, pp. 669-678 ; Bernadette Renaud, « Saisir la Cour constitutionnelle d'une question préjudicielle », Paul Martens(dir.), *Saisir la Cour constitutionnelle et la Cour de justice de l'Union européenne*, Anthemis, 2012, pp. 131-134.

⁽¹³²⁾ 例えば、以下の判決を参照。C.A., n° 22/2004 du 4 février 2004.

局への提出では受理されない。訴状は、日付を記載され、署名がなされなければならない。提訴者が援用しようとする無効の訴えの対象、事実、理由の説明を含まなければならない(特別法第6条)。また、訴状には訴えの対象となる立法規範の謄本1部を付さなければならない(同法第7条第1項)。

内閣、共同体及び地域圏の執行府又はその構成員の3分の2の請求に基づいての立法議会による無効の訴え(同法第2条第1号及び第3号)の訴状は、首相、執行府によって指定された執行府の1名の構成員又は立法議会の議長によって署名されなければならない(同法第5条)、訴えの提起を決定した審議録に相違ないことを証明された謄本1部を添付しなければならない(同法第7条第2項)。これらの期間による無効の訴えにおいては、立法規範の無効についての利益を証明する必要はない⁽¹³³⁾。

「利益を証明するすべての自然人又は法人」による無効の訴え(同法第2条第2号)の訴状には、利益を証明する者又はその弁護士によって署名されなければならない(同法第5条)。法人による無効の訴えの場合は、法人は、訴えを提起若しくは継続し、又はこれに関与する決定を証明し、その規約を官報の附録での公示の対象としなければならないときは、その公示の謄本1部を作成する(同法第7条第3項)。

第2款 執行停止の請求

提訴者は、無効の訴えの対象とする立法規範の執行停止を請求することができる。執行停止の請求は、無効を求める訴状において、又は、その訴状に添付され若しくは審理中に提出される別個の訴状により行う(特別法第21条)。したがって、特別法は、執行停止がそれのみで請求されることを排除している。

八 無効の訴え及び執行停止の請求が、利益を証明する自然人、法人又はそれに類似する事実上の結社によって提起されるとき、憲法裁判所は、執行

⁽¹³³⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 264.

停止の請求の審査において、その利益の存在を確認する。その利益がないとき、執行停止の請求は不受理を宣言される⁽¹³⁴⁾。

第3款 先決問題

憲法裁判所は、裁判所の長又は書記官によって署名された移送決定書謄本の送達によって、先決問題を付託される（特別法第27条 § 1）。移送決定書は、先決問題の対象となる立法規範規定を明示し、場合によっては、憲法又は特別法の適切な条項を示す（同条 § 2 第1文及び第2文）。いかなる規範が憲法裁判所の統制に付されるかを示していない先決問題は、明らかに不受理であるとされる⁽¹³⁵⁾。また、憲法裁判所は、提起された先決問題を訂正することができる（同条 § 2 第3文）。したがって、違反されている憲法又は特別法の規定を明示的に指定していない先決問題の移送決定書は、その文書において憲法又は特別法の規定を明らかにするために、憲法裁判所によって訂正される⁽¹³⁶⁾。

先決問題を提起する判決又は判断の日から、手続及び裁判所での時効期間は、そこから憲法裁判所の判決まで、停止される（同法第30条）。

第4款 事案の名簿への記載

次に、事案は、書記局に到着した順序で、書記官によって名簿に記載される。事案の登載日は、無効の訴え又は執行停止の請求のときは、投函の日であり、先決問題のときは、書記局での受領の日である。各事案は、書記局への受領のときから番号を付される…。裁判所が複数の事案において複数の同一問題を同時に提起するときは、各決定は、名簿の固有の番号を有する1つの事案を形成する。同様に、複数の提訴者が異なる訴えによって同じ立法規範を対象とするときは、各訴えはその固有の名簿の1つの番

⁽¹³⁴⁾ Rigaux et Renaud, *supra* note(4), p. 267.

⁽¹³⁵⁾ C.C., arrêt n° 63/2008 du 10 avril 2008.

⁽¹³⁶⁾ Rigaux et Renaud, *supra* note(4), p. 268.

号を付される。場合によっては、事案は後に統合され、また、憲法裁判所は1つの判決しか下さない⁽¹³⁷⁾。

第2節 議席の形成、報告者の指名及び併合

事案が受理されると、議席の形成及び報告者の指名が行われ、場合によっては、併合が行われる。

第1款 議席の形成

憲法裁判所は、部を備えていない。憲法裁判所は、一般に、前述の通り、7名の裁判官の構成で判決を下す。一定の事案は、全員審理、すなわち、10名又は12名の裁判官で扱われる。特別法第71条の適用の場合には、2名の報告裁判官と長官から構成される小部会（*chambre restreinte*）が、予審で事案を終わらせる。

2名の長官はすべての事案において議席を置く。7名の裁判官の「通常の」議席を構成する他の5名の裁判官は、前述の通り、特別法第58条及び第59条によって定められた厳格な準則、すなわち、長官又は書記局の選択の余地を与えない準則にしたがって、指名される。実際、毎年9月1日、長官は、その言語グループの裁判官の名簿を作成する。すべての裁判官がそこに記載される。

議席は、事項によって専門化されず、かつ、事案は書記局の到着した順に従って議席に付与される⁽¹³⁸⁾。

各長官は、必要と判断するとき、事案を全員審理で構成される憲法裁判所に付託することができる。事案の「通常の」議席を形成する7名の裁判官のうち少なくとも2名の裁判官が要求するときは、これを行うことが義務付けられる。実際の慣行によれば、全員審理でなされた事案は、判例の

⁽¹³⁷⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 269.

⁽¹³⁸⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 271.

変更又は判例の洗練を含む事案である⁽¹³⁹⁾。

第2款 報告者の指名

各事案について、異なる言語グループに属する2名の報告裁判官が指名される。各事案の議席を構成する2名の各グループ最上位裁判官が報告裁判官となる。すなわち、9月1日に名簿に記載される最初の事案については、各名簿の第一裁判官がそうであり、2番目の事案については、執務中の長官の名簿の第四裁判官ともう一方の長官の名簿の第三裁判官がそうであり、3番目の事案については、執務中の長官の名簿の第二裁判官ともう一方の名簿の第五裁判官がそうであり、以下同様である。このことから、次の9月1日の新たなリストの作成までは、裁判官は、常に同じように、報告裁判官の「カップル」を形成する⁽¹⁴⁰⁾。

事案の最初の審査では、報告裁判官は、場合によっては、特別法第71条又は第72条に基づいて、予審を適用することを決定する。報告裁判官がこの手続を適用する余地がないことを判断するときは、彼らは書記官にそれを知らせ、書記官は、そこで通常手続によって規定されている通知及び公示に取り掛かる。

事案の審理の言語に一致する言語グループに帰属する報告裁判官が、いわゆる「第一報告者」である。第一報告者が審理で報告する。この報告裁判官は、その調査官と協力して、憲法裁判所の審理に付される判決案を作成する報告裁判官でもある⁽¹⁴¹⁾。

第3款 併合

憲法裁判所は、全員審理により、同じ規範に関する無効の訴え及び先決問題を併合することができる（特別法第100条第1項）。

⁽¹³⁹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 271.

⁽¹⁴⁰⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), pp. 271-272.

⁽¹⁴¹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 272.

判例によれば、「同じ規範」という用語は、形式的意味で同じ立法規範を意味するだけでなく、同じ立法者によって可決され、同じ内容を有する異なる2つの規範をも意味する⁽¹⁴²⁾。

書記官は、併合のオルドナンスを当事者に通知する（同条第2項）。併合は、事案審査のあらゆる時点で生じうる⁽¹⁴³⁾。

第3節 予審

特別法第69条ないし第73条は、予審（*procédure préliminaire*）を規定している。

特別法は、この手続の適用のいくつかの可能性を区別している。第71条は、「明らかに不受理の」又は「明らかに憲法裁判所の権限の管轄のない」無効の訴え及び先決問題を規定している。第72条は、「明らかに根拠のない」無効の訴え及び「明らかに否定的に返答しなければならない」先決問題、並びに、「その性質上」又は「提起されている問題に関する容易性により」即時の返答判決により終了することができる事案に関係するものである。

第1款 無効の訴え、執行停止の請求及び先決問題の明らかな不受理の場合

無効の訴え及びそれに付随する執行停止の請求の明らかな不受理の場合としては、ベルギー官報への立法規範の公示から6か月以上過ぎてから提起される無効の訴え⁽¹⁴⁴⁾、この公示から3か月以上過ぎてから提起される執行停止の請求⁽¹⁴⁵⁾、対象とする立法規範（被統制規範）や違反している1つ又は複数の照会規範の規定を示していない訴え⁽¹⁴⁶⁾、利益を明らかに

⁽¹⁴²⁾ C.A., arrêt n° 97/99 du 15 septembre 1999.

⁽¹⁴³⁾ Rigaux et Renault, *supra* note(4), p. 272.

⁽¹⁴⁴⁾ C.A., arrêt n° 24/89 du 24 novembre 1989 ; C.A., arrêt n° 44/92 du 11 juin 1992 ; C.A., arrêt n° 30/94 du 29 mars 1994 ; C.A., arrêt n° 96/99 du 15 juillet 1999.

⁽¹⁴⁵⁾ C.A., arrêts n° 142 et n° 143/2004 du 22 juillet 2004.

⁽¹⁴⁶⁾ C.A., arrêt n° 8/89 du 4 avril 1989 ; C.A., arrêt n° 29/92 du 2 avril 1992 ; C.A., arrêt n° 96/99 du 15 juillet 1999.

証明していない者によって提起された訴え⁽¹⁴⁷⁾などが挙げられる。報告裁判官が、訴えの第一審査の際に、訴えが明らかな不受理の原因があると確認するとき、報告裁判官は、特別法第71条にしたがい、長官に報告をする。

第71条はまた、先決問題の明白な不受理も規定している。対象とする規定又は違反している憲法又は特別法の規定を指定していない先決問題の移送が問題となるが、判決がこれを理由に明らかな不受理としたのは、ほんのわずかである⁽¹⁴⁸⁾。

第2款 憲法裁判所が無効の訴え、執行停止の請求及び先決問題を審査することについて明らかな無権限の場合

特別法第71条によって指定されている、無効の訴え及び先決問題についての憲法裁判所の明らかな無権限は、明らかな不受理の場合の特別な場合とされる⁽¹⁴⁹⁾。明らかな無権限の場合としては、その統制に付された立法規範が被統制規範ではないとき⁽¹⁵⁰⁾が挙げられる。憲法裁判所は、予続で、

⁽¹⁴⁷⁾ 最近の判決として、以下を参照。C.A., arrêt n° 9/2000 du 19 janvier 2000 ; C.A., arrêt n° 125/2000 du 29 novembre 2000 ; C.A., arrêt n° 144/2001 du 19 novembre 2001 ; C.A., arrêt n° 13/2003 du 22 janvier 2003 ; C.A., arrêt n° 29/2003 du 19 février 2003 ; C.A., arrêt n° 157/2003 du 26 novembre 2003 ; C.A., arrêt n° 171/2004 du 28 octobre 2004 ; C.A., arrêt n° 10/2006 du 18 janvier 2006 ; C.A., arrêt n° 23/2006 du 15 février 2006.

⁽¹⁴⁸⁾ 網羅的に挙げることはできないが、例えば以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 39/2000 du 29 mars 2000 ; C.A., arrêt n° 66/2000 du 30 mai 2000 ; C.A., arrêt n° 83/2001 du 21 juin 2001 ; C.A., arrêt n° 137/2002 du 25 septembre 2002 ; C.A., arrêt n° 191/2002 du 19 décembre 2002 ; C.A., arrêt n° 44/2003 du 9 avril 2003 ; C.A., arrêt n° 77/2003 du 28 mai 2003 ; C.A., arrêt n° 177/2003 du 17 décembre 2003 ; C.A., arrêt n° 146/2005 du 21 septembre 2005 ; C.A., arrêt n° 176/2005 du 30 novembre 2005 ; C.C., arrêt n° 63/2008 du 10 avril 2008.

⁽¹⁴⁹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 278.

⁽¹⁵⁰⁾ 網羅的に挙げることはできないが、例えば以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 22/96 du 21 mars 1996 ; C.A., arrêt n° 53/96 du 12 juillet 1996 ; C.A., arrêt n° 17/97 du 25 mars 1997 ; C.A., arrêt n° 8/2000 du 19 janvier 2000 ; C.A., arrêt n° 157/2001 du 4 décembre 2001 ; C.A., arrêt n° 18/2002 du 17 janvier 2002 ; C.A., arrêt n° 55/2002 du 13 mars 2002 ; C.A., arrêt n° 88/2002 du 8 mai 2002 ; C.A., arrêt n° 110/2003 du

明らかな無権限を理由として、無効の訴えに附属する執行停止の請求の審査を終わらせることができる⁽¹⁵¹⁾。

第3款 明らかに根拠のない無効の訴え、明らかに要件を満たしていない執行停止の請求及び明らかに消極的に返答しなければならない先決問題の場合

明らかに根拠のない無効の訴えは、特別法第72条による予審に基づいて棄却判決が下される。執行停止の請求もまた、憲法裁判所が、執行停止に必要な2つの要件、すなわち、重大で回復困難な損害の存在が明らかに満たされていないと判断するときは、予審で棄却される⁽¹⁵²⁾。同様に、明らかに否定的に返答されなければならない先決問題、すなわち、明らかに存在していない憲法違反を告発する先決問題は、特別法第72条で予定される予審で棄却される⁽¹⁵³⁾。

第4款 即時の返答判決を生じさせる単純な事案

2003年3月9日の特別法改正は、特別法第72条によって予定されている予審の適用の新たな場合、すなわち、その「性質」上、又は、「提起された問題に関する容易性」により、「即時の返答判決」によって終結を宣言できる「事案」の場合を創設した。この新たな規定は先決問題にしか適用されないと考えられるかもしれないが、無効の訴えについても適用される⁽¹⁵⁴⁾。これらの場合、憲法裁判所は必ずしも否定的な回答（無効の訴えや先決問題を退ける回答）をするわけではなく、憲法裁判所は、先決問題において立

22 juillet 2003 ; C.A., arrêt n° 62/2004 du 31 mars 2004 ; C.A., arrêt n° 178/2004 du 3 novembre 2004 ; C.A., arrêt n° 158/2005 du 20 octobre 2004 ; C.A., arrêt n° 163/2005 du 9 novembre 2005 ; C.A., arrêt n° 11/2006 du 18 janvier 2006.

七五

⁽¹⁵¹⁾ C.A., arrêt n° 14/90 du 22 mars 1990 ; C.A., arrêt n° 55/95 du 4 juillet 1995 ; C.A., arrêt n° 22/96 du 21 mars 1996 ; C.A., arrêt n° 21/2003 du 30 janvier 2003.

⁽¹⁵²⁾ C.A., arrêt n° 63/94 du 14 juillet 1994 ; C.A., arrêt n° 85/94 du 1^{er} décembre 1994 ; C.A., arrêt n° 15/96 du 5 mars 1996 ; C.A., arrêt n° 43/2003 du 9 avril 2003.

⁽¹⁵³⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 280.

⁽¹⁵⁴⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 281.

法規範による憲法違反を確認する場合だけでなく、無効の訴えにおいて立法法規範を無効とする場合においても同様に、この手続を適用している⁽¹⁵⁵⁾。

第5款 手続

報告裁判官は、特別法第71条又は第72条の適用の余地が生じるかどうか決定するための事案の最初の審査に取り掛かるために、無効の訴え又は先決問題の提起の日から、30日の期限を有しており、また、執行停止の請求の提起の日から、10日の期限を有している（特別法第71条第1項及び第72条第1項）。報告裁判官がこの規定を適用すべきでないと判断したら、書記官にそれを通知し、書記官は規定されている通知及び公示に取り掛かる。報告裁判官が、憲法裁判所が予審により事案を終わらせることを提案する必要があると判断するとき、報告裁判官は、特別法第71条を適用する場合には、長官に対して、特別法第72条を適用する場合には、特別法第59条に基づいて構成された議席に対して、報告を行う⁽¹⁵⁶⁾。

書記官は、同じ期限において、報告裁判官の結論を、無効の訴えの場合には当事者に、先決問題の場合には付託裁判所での手続の当事者に、通知する。報告裁判官の結論が、憲法裁判所がその尊重を統制する準則の違反を確認することを提案するときは、その結論は、さらに、その訴え又は先決問題に応じて、内閣、共同体及び地域圏の執行府及び立法議会の議長に通知する。当事者は、通知の受領の日から、証拠趣意書を提出するために、15日を有している。遅れて提出された証拠趣意書は、もはや考慮されない⁽¹⁵⁷⁾。

15日の期限満了後、憲法裁判所は、明らかな不受理又は無権限のときに（同法第71条）、長官及び2名の報告裁判官から構成される小部会の形態で、

⁽¹⁵⁵⁾ 無効の訴えにおいて立法法規範を無効にした例として以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 28/2004 du 11 février 2004. また、先決問題において立法法規範の憲法違反を確認した例として以下の判決を参照。C.A., arrêt n° 138/2005 du 19 juillet 2005.

⁽¹⁵⁶⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 282.

⁽¹⁵⁷⁾ C.A., arrêt n° 52/96 du 12 juillet 1996.

明らかに根拠がない訴え、明らかに否定的に返答されなければならない先決問題、又は即時の返答判決によって返答されうる単純な事案のときに（同法第72条）、7名で構成される議席の形態で、実際の証拠趣意書を審査した後に、裁定するとき、報告裁判官の結論に合致する判決を下すことによって事案を終わらせる、又は、通常手続にしたがって訴え又は先決問題を取り扱うことを決定することができる。報告裁判官の結論に従うことを決定するとき、第71条に基づいて裁定する小部会は、全員一致でしかそれを行うことができない（同法第71条第3項）。

予審が適用されるとき、当事者は聴聞されず、手続はもっぱら書面で行われる。予審でなされる判決は、憲法裁判所によってなされる他の判決と同様に、表明され、通知され、公示される⁽¹⁵⁸⁾。

小部会（同法第71条）又は憲法裁判所（同法第72条）が報告裁判官の結論に従わないことを決定するのであれば、小部会又は憲法裁判所はオランダンスでこれを確認する。したがって、通常手続は規定される通知及び公示によって開始される⁽¹⁵⁹⁾。

第4節 準備手続

予審が適用されないときに、通常の審理手続に入る。本節では、その準備手続について見ていく。

第1款 ベルギー官報での公示

予審が適用されないとき、書記官がベルギー官報において、フランス語、オランダ語及びドイツ語で「特に無効の訴え又は先決問題の行為者及び対象」を公示する（特別法第74条第1項）。

七
三

無効の訴えのとき、告示は、無効の理由の根拠となる規定、提訴者の自

⁽¹⁵⁸⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), pp. 282-283.

⁽¹⁵⁹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 283.

分確認及び住所、事案に付与される名簿番号について言及する。また、先決問題のとき、告示は、移送裁判所、決定の日、当事者、提起される問題のテキスト、事案に付与される名簿番号について言及する⁽¹⁶⁰⁾。

ベルギー官報への公示は、すべての第三者が当該事案に関与することを認めることを目的としている。したがって、公示の日は、関与する趣意書を憲法裁判所に届けるために第三者に付与される期限の起算日である⁽¹⁶¹⁾。

第2款 通知

書記官は、憲法裁判所での制度上の多様な関係者に訴え及び先決問題を通知する。立法議会の議長、内閣、共同体及び地域圏の執行府が、憲法裁判所に付託することを授權されている他の機関又は個人によって提起されるすべての訴えを通知される（特別法第76条）。同様に、先決問題に関する移送決定は、書記官により、内閣、共同体及び地域圏の執行府、立法議会議長並びに移送決定をした裁判所での利害関係人にも通知される（同法第77条）。

第3款 関与権の資格保持者

訴え又は移送の決定が通知される当事者は、趣意書の発送によって憲法裁判所で関与するために、受領証の日から、45日の期限を有している。一方で、すべての利害関係人は、同様に関与するために、ベルギー官報での公示の日から、30日の期限を有している。内閣、共同体及び地域圏の執行府並びに立法議会議長は、利益を証明することなく、すべての事案に関与することができる。自然人及び法人は、利益を証明すれば、無効の訴えに関与することができる。自然人及び法人は、その関与の事実から、訴訟の当事者と見なされる。無効の訴えに関与する当事者は、訴えの目的を修正したり、拡張したりすることはできない⁽¹⁶²⁾。

⁽¹⁶⁰⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 285.

⁽¹⁶¹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 285.

⁽¹⁶²⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), pp. 286-287.

先決問題のとき、「移送を命じる裁判所においてその事案において利益を証明するすべての者」は、憲法裁判所に、関与趣意書を送ることができ、その事実から、訴訟の当事者と見なされる（特別法第87条 § 1）。この点、判例は、長い間、類似の訴訟の当事者であるという単純な事実は、求められる利益を証明するのに十分ではないと判断してきた⁽¹⁶³⁾。

第4款 趣意書

手続の全ての趣意書及び文書は、郵便書留で憲法裁判所に送付されなければならない。これらは、受領証を伴って、郵便書留で他の手続当事者に、書記官によって通知される。趣意書を憲法裁判所に送付するすべての者は、自身が保持する文書をそれに添えることが求められる。

書記官が無効の訴え又は移送決定を通知した者は、手続に関与するために45日の期限を有しており、趣意書を憲法裁判所に送る（特別法第85条 § 1）。訴えの対象を考慮して、又は、移送決定をする裁判官の前での手続において、利益を証明する者は、関与するために、特別法第74条で規定されている告示の官報での公示の日から30日の期限を有している。憲法裁判所での手続に関与するすべての者は、訴訟当事者と見なされる（同法第87条 § 1）。

第5款 準備手続の終了及び期日の決定

当事者の論証を交換するために当事者に付与される期間の終了後、憲法裁判所は、報告裁判官に聴聞後、事案が訴訟され審議される状態にあるかどうかを決定する（特別法第90条第1項）。憲法裁判所がその状態にあると確認するとき、それを決定するオルドナンスを発し、法廷期日を決定す

⁽¹⁶³⁾ C.A., arrêts n° 56 et n° 57/93 du 8 juillet 1993 ; C.A., arrêt n° 65/93 du 15 juillet 1993 ; C.A., arrêt n° 7/94 du 20 janvier 1994 ; C.A., arrêt n° 60/95 du 12 juillet 1995 ; C.A., arrêt n° 82/95 du 14 décembre 1995 ; C.A., arrêt n° 10/97 du 5 mars 1997 ; C.A., arrêt n° 35/97 du 12 juin 1997.

る（同条第2項）。

報告裁判官の報告書は、法廷期日の通知と同時に当事者に通知される（同法第103条第2項）。

第5節 聴聞、審議及び判決

準備手続が終わると、審理に入る。審理では聴聞が行われ、その後審議がなされ、判決が下される。

第1款 聴聞

訴訟がいかなるものであれ、かつ、予審が適用される場合を除いて（特別法第71条及び第72条）、聴聞は同じ方法で展開される。聴聞は公開であり、すべての者が法廷において自由に入ることができる。公開することが公序良俗にとって危険であるときにしか、この準則を破ることができない。この場合、憲法裁判所は理由のある決定によってそれを宣言しなければならない。裁判官、当事者及びその弁護士は、言語の使用に関する規定に従って、フランス語、オランダ語又はドイツ語で意見表明する。訴訟は、フランス語、オランダ語、場合によってはドイツ語で、同時に翻訳される。

報告裁判官は、口頭で報告をし、論点、当事者の立場及び憲法裁判所によって解決されなければならない問題を要約する。次に、当事者は、個人で又はその弁護士によって、意見表明する機会を有する。裁判官によって提起される実際の問題への口頭弁論及び返答の結果、長官は議論の閉会を宣言し、事案は審議される。

秩序の維持は、その事案を指揮する任務を負う長官に帰属する⁽¹⁶⁴⁾。

第2款 審議

審議は非公開で行われ、書記官及び調査官を排除して、議席を構成する

⁽¹⁶⁴⁾ Rigaux et Renaud, *supra* note(4), p. 293.

裁判官のみがこれに参加する。したがって、「憲法裁判所の審議は秘密である」（特別法第108条）。憲法裁判所が全員審理で裁定するとき、執務中の長官の票は、票数が同数の場合に決定権を握る（同法第56条第4項）⁽¹⁶⁵⁾。

必要と判断するとき、憲法裁判所は、職権で議論の再開を命じることができる。憲法裁判所は、特に、事案が全員審理で取り扱われるべき困難性が審議の最中に見られるときに、それを行う。憲法裁判所は、当事者が意見表明しなかった抗弁又は理由を受け入れる前に、議論の再開を命じなければならない（同法第107条）。特に、憲法裁判所が職権で理由を取り上げる時⁽¹⁶⁶⁾、新たな法律が無効の訴えの対象に影響を与えうるとき⁽¹⁶⁷⁾又は先決問題の対象に影響を与えうるとき⁽¹⁶⁸⁾、併合の場合に、併合された最初の事案がすでに弁論が開かれているとき⁽¹⁶⁹⁾に、弁論の再開を命じる。そこで、憲法裁判所は、いかなる期間において、当事者がこの点に関して追加趣意書を提出することが求められるかを示す⁽¹⁷⁰⁾。

第3款 判決

判決は、長官によって⁽¹⁷¹⁾、公開法廷で表明される（特別法第110条）。判決は、憲法裁判所への付託から6か月以内になされる（同法第109条第1項）。この期間は、憲法裁判所によって、新たに6か月について、一度延長することができる（同条第2項）。付託の日は、前述の通り、無効の訴えのポストへの投函の日、又は、先決問題を提起する移送決定の憲法裁判所での受領の日である。

判決は、首相、執行府の長、立法議会議長及び当事者、先決問題を提起

⁽¹⁶⁵⁾ C.A., arrêts n° 4, n° 5 et n° 6/85 du 25 octobre 1985.

⁽¹⁶⁶⁾ C.A., arrêt n° 81/95 du 14 décembre 1995.

⁽¹⁶⁷⁾ C.A., arrêt n° 8/98 du 11 février 1998.

⁽¹⁶⁸⁾ C.A., arrêt n° 93/98 du 15 juillet 1998 ; C.A., arrêt n° 127/98 du 3 décembre 1998.

⁽¹⁶⁹⁾ C.A., arrêt n° 19/2004 du 29 janvier 2004.

⁽¹⁷⁰⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 299.

⁽¹⁷¹⁾ Rigaux et Renauld, *supra* note(4), p. 299.

した裁判所に通知される（同法第113条）。判決は、その全体について、又は、抜粋により、ベルギー官報で公表される（同法第114条第1項）。判決はまた、憲法裁判所の公式判例集で公表される（同条第2項）。

憲法裁判所の判決は、終局的であり、いかなる訴えの対象ともならない（同法第116条）。書き間違い若しくは計算違い又は明白な誤りは、職権により又は当事者の請求により、憲法裁判所によって訂正することができる。この場合、その請求は、判決の通知から2週間以内に書記官に到達しなければならない、憲法裁判所は評議部(chambre du conseil)において決定する（同法第117条）。

判決は、また、無効の訴えの当事者又は先決問題を提起した裁判所の請求により、憲法裁判所によって解釈されうる（同法第118条第1項）。解釈の請求は、訴え又は先決問題と同じ形式で提起されなければならない、訴え又は先決問題について予定されている手続は、これに適用される（同条第2項）。

おわりに

以上、本稿は、ベルギー憲法裁判所の現在の制度の概要を見てきた。本稿では制度全体の概要を描くことを目的としていたので、個別の論点については立ち入って検討はしていないが、最後に、ベルギー憲法裁判所の制度に関して興味深い点を指摘しておく。

それは、立法手続規定が照会規範となっていない点である。我が国においても、議事手続違反は司法審査の対象となっていないが、しかし、ヨーロッパ型憲法裁判所においては、立法手続に対しても憲法裁判所による統制が及ぶのが一般的である⁽¹⁷²⁾。憲法裁判所の提案者であるハンス・ケルゼ

⁽¹⁷²⁾ フランスについては、拙稿『立法手続と司法審査』の再構成——フランスにおける法律案提出手続に対する裁判的統制を素材として——」比較憲法学研究22号 169-196頁を参照。ドイツについては、宮地基「ドイツ連邦憲法裁判所による議事手続に対する違憲審査」明治学院論叢705号（2003年）159-204頁、畑

ンも、「憲法裁判所が、手続の瑕疵、つまり、手続の違法性によって行為を無効にすることを認めるのは当然ではないのか」⁽¹⁷³⁾と述べており、憲法裁判所が立法手続を統制することを当然としているように思われる。にもかかわらず、ベルギーにおいては、立法手続規定は照会規範とはならず、憲法裁判所による統制の対象とはなっていない。ベルギー憲法裁判所は「限られた憲法裁判所」と言われているが、この立法手続を統制することによって、「ヨーロッパ型」の憲法裁判所に近づくことができるのではないか。

このような問題提起をして、ひとまず筆を擱くことにしよう。

* 本稿は、平成24～26年度科学研究費（基盤研究（C））「ヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容」の研究成果の一部である。

六七 尻剛「議事手続に対する司法審査―ドイツ連邦憲法裁判所「移住法」判決を契機として」法学新報112号（2006年）495-528頁を参照。イタリア、スペインについては、以下の文献を参照。Laurent Domingo, *Les actes internes du Parlement : Étude sur l'autonomie parlementaire(France, Espagne, Italie)*, LGDJ, 2008.

⁽¹⁷³⁾ Hans Kelsen, « La garantie juridictionnelle de la Constitution (La justice constitutionnelle) », *RDP*, 1928, n° 18, p.242.